

au (WIN) 通信サービス契約約款

第 495 版

令和 2 年 7 月 28 日

KDDI 株式会社

目 次

第1章 総則	本1
第1条 約款の適用	本1
第2条 約款の変更等	本1
第3条 用語の定義	本1
第4条 削除	本5
第2章 au（WIN）通信サービスの種類	本6
第5条 au（WIN）通信サービスの種類	本6
第3章 au契約	本8
第1節 auサービスに係る契約の種別	
第6条 auサービスに係る契約の種別	本8
第6条の2 定期au契約に係るタイプ種別	本8
第2節 一般au契約	
第7条 契約の単位	本8
第8条 契約申込みの方法	本8
第8条の2 契約者暗証番号	本8
第9条 契約申込みの承諾	本9
第10条 一般au契約者の契約者確認の取扱い	本10
第11条 電話番号	本10
第12条 削除	本10
第13条 auサービスの利用の一時中断	本10
第14条 auサービスの利用の一時休止	本10
第15条 auサービス利用権の譲渡	本11
第16条 一般au契約者が行う一般au契約の解除	本12
第16条の2 一般au契約者が行う初期契約解除	本12
第17条 当社が行う一般au契約の解除	本13
第18条 削除	本13
第19条 その他の提供条件	本13
第3節 定期au契約	
第20条 契約申込みの方法	本14
第21条 契約申込みの承諾	本14

第 21 条の 2	定期 a u 契約に係る a u サービスの利用の一時休止	本 15
第 22 条	削除	本 15
第 23 条	定期 a u 契約の満了	本 15
第 24 条	定期 a u 契約の更新	本 16
第 25 条	定期 a u 契約者が行う定期 a u 契約の解除	本 16
第 26 条	当社が行う定期 a u 契約の解除	本 16
第 27 条	その他の提供条件	本 16
第 3 章の 2 a u モジュール契約		本 17
第 1 節 a u モジュールに係る契約の種別		
第 27 条の 2	a u モジュールに係る契約の種別	本 17
第 2 節 一般 a u モジュール契約		
第 27 条の 3	契約申込みの方法	本 17
第 27 条の 4	契約申込みの承諾	本 17
第 27 条の 5	包括回線グループの変更	本 18
第 27 条の 6	a u モジュールの利用の一時休止	本 18
第 27 条の 7	a u モジュール利用権の譲渡	本 19
第 27 条の 8	一般 a u モジュール契約者が行う一般 a u モジュール契約の解除	本 19
第 27 条の 9	当社が行う一般 a u モジュール契約の解除	本 20
第 27 条の 10	その他の提供条件	本 20
第 3 節 定期 a u モジュール契約		
第 27 条の 11	契約申込みの方法	本 21
第 27 条の 12	契約申込みの承諾	本 21
第 27 条の 13	定期 a u モジュールの満了	本 22
第 27 条の 14	定期 a u モジュールの更新	本 22
第 27 条の 15	定期 a u モジュール契約者が行う定期 a u モジュール契約の解除	本 22
第 27 条の 16	当社が行う定期 a u モジュール契約の解除	本 23
第 27 条の 17	その他の提供条件	本 23
第 3 章の 3 プリペイド電話契約		本 25
第 28 条	契約申込みの方法	本 25
第 29 条	契約申込みの承諾	本 25
第 30 条	プリペイド電話契約者の契約者確認の取扱い	本 25
第 31 条	プリペイド電話利用権の譲渡	本 26
第 32 条	プリペイド電話契約者が行うプリペイド電話契約の解除	本 26
第 33 条	当社が行うプリペイド電話契約の解除	本 26

第 34 条	その他の提供条件	本 27
第 3 章の 4	定期前払 a u 契約	本 28
第 35 条	定期前払 a u 契約の締結	本 28
第 36 条	削除	本 28
第 37 条	定期前払 a u サービス利用権の譲渡等	本 28
第 38 条	定期前払 a u 契約の満了	本 28
第 39 条	定期前払 a u 契約の更新	本 28
第 40 条	G－BOOK 利用契約等の解除等に伴う定期前払 a u 契約の解除	本 28
第 41 条	当社が行う定期前払 a u 契約の解除	本 28
第 42 条	その他の提供条件	本 29
第 3 章の 5	ローミング契約	本 30
第 43 条	ローミング契約	本 30
第 44 条	特定事業者の契約約款による制約等	本 30
第 45 条	電話番号	本 30
第 46 条	ローミングに係る端末設備の工事等	本 30
第 47 条	当社が行うローミング契約の解除	本 30
第 3 章の 6	緊急通報用電話契約	本 31
第 48 条	契約の単位	本 31
第 49 条	緊急通報用電話契約申込みをすることができる者の条件	本 31
第 50 条	緊急通報用電話の提供	本 31
第 51 条	契約者回線の終端等	本 31
第 52 条	緊急通報用電話契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等	本 31
第 53 条	緊急通報用電話の電話番号	本 31
第 54 条	緊急通報用電話契約に基づく権利の譲渡の禁止	本 31
第 55 条	契約者回線の移転	本 31
第 56 条	その他の提供条件	本 32
第 3 章の 7	削除	本 33
第 3 章の 8	WIN 特定接続契約	本 34
第 56 条の 7	契約申込みの方法	本 34
第 56 条の 8	契約申込みの承諾	本 34
第 56 条の 9	WIN 特定接続サービスの利用の一時中断	本 34
第 56 条の 10	WIN 特定接続サービスの利用の一時休止	本 34
第 56 条の 11	WIN 特定接続サービス利用権の譲渡等	本 34

第 56 条の 12	W I N 特定接続契約者が行う W I N 特定接契約の解除	本 35
第 56 条の 13	当社が行う W I N 特定接続契約の解除	本 35
第 56 条の 14	その他の提供条件	本 35
第 4 章 オプション機能		本 37
第 57 条	オプション機能の提供	本 37
第 58 条	包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線に係るオプション機能の取扱い	本 37
第 59 条	a u サービス又は a u モジュールの利用の一時中断があった場合の取扱い	本 37
第 60 条	a u サービス又は a u モジュールの利用の一時休止があった場合の取扱い	本 37
第 61 条	権利の譲渡があった場合の取扱い	本 37
第 61 条の 2	地位の承継があった場合の取扱い	本 38
第 5 章 a u I C カード等の貸与等		本 39
第 62 条	a u I C カードの貸与	本 39
第 63 条	電話番号その他の情報の登録等	本 39
第 64 条	a u I C カードの情報消去及び破棄	本 39
第 65 条	a u I C カード等の管理責任	本 39
第 66 条	a u I C カード等暗証番号	本 40
第 6 章 利用中止等		本 41
第 67 条	利用中止	本 41
第 68 条	利用停止	本 41
第 69 条	同上	本 42
第 69 条の 2	利用限度額の設定	本 44
第 7 章 通信		本 45
第 1 節 通信の種類等		
第 70 条	通信の種類	本 45
第 71 条	電波伝播条件による通信場所の制約	本 45
第 72 条	相互接続に伴う通信	本 45
第 73 条	特定事業者との間で継続して接続する通信	本 46
第 74 条	プリペイド通話の取扱い	本 46
第 74 条の 2	a u 国際通話の取扱い	本 46
第 74 条の 3	外国における取扱い制限	本 46

第2節 通信利用の制限等

第75条 通信利用の制限等	本 47
第76条 同上	本 47
第76条の2 同上	本 48

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第77条 料金及び工事に関する費用	本 49
-------------------	------

第2節 料金等の支払義務

第78条 基本使用料等の支払義務	本 49
第79条 通話料及びパケット通信料の支払義務	本 51
第80条 定期a u契約又は定期a uモジュール契約に係る契約解除料の支払義務	本 51
第81条 手続きに関する料金の支払義務	本 51
第81条の2 ユニバーサルサービス料の支払義務	本 51
第82条 工事費の支払義務	本 52
第82条の2 WIN特定接続サービスの料金の支払義務	本 52

第3節 料金の計算及び支払い

第83条 料金の計算及び支払い	本 52
第84条 プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等	本 52

第4節 預託金

第85条 預託金	本 53
----------	------

第5節 割増金及び延滞利息

第86条 割増金	本 54
第87条 延滞利息	本 54

第6節 相互接続通信の料金の取扱い

第88条 相互接続通信の料金の取扱い	本 54
--------------------	------

第7節 特定事業者に係る債権の取扱い

第 89 条	特定事業者の電気通信サービスの利用に係る債権の譲受等	本 55
第 90 条	ローミングに係る債権の譲渡等	本 55

第 8 節 特定電気通信事業者に係る債権の取扱い

第 90 条の 2	特定電気通信事業者の電気通信サービスの利用に係る債権の譲受等	本 55
-----------	--------------------------------	------

第 9 章 保守

第 91 条	契約者等の維持責任	本 57
第 92 条	契約者等の切分責任	本 57
第 93 条	修理又は復旧	本 57
第 94 条	修理又は復旧の場合の暫定措置	本 58

第 10 章 損害賠償

第 95 条	責任の制限	本 59
第 96 条	削除	本 60
第 97 条	免責	本 60

第 11 章 雑則

第 98 条	発信者番号通知	本 61
第 98 条の 2	緊急通報に係る情報通知	本 61
第 99 条	承諾の限界	本 61
第 100 条	利用に係る契約者等の義務	本 62
第 100 条の 2	利用者登録	本 63
第 101 条	技術資料の閲覧等	本 64
第 102 条	特定事業者が提供するローミングの利用等	本 64
第 103 条	当社の電話サービス等契約約款における電話利用契約の締結	本 64
第 104 条	他の電気通信事業者への通知	本 64
第 104 条の 2	同上	本 64
第 104 条の 3	同上	本 64
第 104 条の 4	同上	本 65
第 105 条	同上	本 65
第 105 条の 2	同上	本 65
第 105 条の 3	同上	本 65
第 105 条の 4	同上	本 66
第 105 条の 5	同上	本 66
第 105 条の 6	同上	本 66
第 105 条の 7	同上	本 66
第 106 条	契約者等に係る情報の利用	本 66

第106条の2	位置情報等の匿名化利用	本67
第107条	電話番号案内	本67
第108条	電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等	本67
第109条	提供条件書	本67
第110条	法令に規定する事項	本67
第111条	閲覧	本68

料金表		料基1
通則		料基1
第1表	au(WIN)通信サービスに関する料金	料基5
第1	基本使用料等	料基5
1	適用	料基5
2	料金額	料基61
2-1	基本使用料	料基61
2-2	オプション機能使用料	料基64
第2	通話料	料通1
1	適用	料通1
2	料金額	料通42
2-1	通常通話に係るもの	料通42
2-2	プリペイド通話に係るもの	料通44
2-3	au国際通話に係るもの	料通45
2-4	相互接続点からの通話に係るもの	料通46
第3	パケット通信料	料パ1
1	適用	料パ1
2	料金額	料パ27
2-1	auデュアルに係るもの	料パ27
2-2	auパケットに係るもの	料パ29
2-3	auモジュールに係るもの	料パ30
2-4	定期前払auサービスに係るもの	料パ31
第4	契約解除料	料パ32
1	適用	料パ32
2	料金額	料パ32
第5	プリペイド通話に係る前払い通話料	料パ33
1	適用	料パ33
2	料金額	料パ33
第6	手続きに関する料金	料パ34
1	適用	料パ34
2	料金額	料パ37
第7	ユニバーサルサービス料	料パ39
1	適用	料パ39
2	料金額	料パ39
第2表	工事費	料パ40
第3表	証明手数料	料パ41

第4表	付随サービスに関する料金等	料パ42
第1	通信料明細内訳書の発行手数料	料パ42
1	適用	料パ42
2	料金額	料パ42
第2	分計請求書の発行手数料	料パ43
1	適用	料パ43
2	料金額	料パ43
第3	支払証明書等の発行手数料	料パ44
1	適用	料パ44
2	料金額	料パ44
第3の2	利用料金証明書の発行手数料	料パ44
1	適用	料パ44
2	料金額	料パ44
第4	請求書の発行手数料	料パ44
第5	払込取扱票の発行等手数料	料パ44
1	適用	料パ44
2	料金額	料パ45
第5の2	窓口取扱等手数料	料パ45
1	料金額	料パ45
第6	空き電話番号の検索手数料	料パ45
第7	料金安心サービスに関する料金	料パ45
1	適用	料パ46
2	料金額	料パ46
第8	携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金	料パ46
1	適用	料パ46
2	料金額	料パ46
第9	削除	料パ46
第10	情報保管サービス利用料	料パ46
1	適用	料パ46
2	料金額	料パ47
第11	auスマートサポート接続サービス利用料	料パ47
1	適用	料パ47
2	料金額	料パ48
第5表	フルサポート解除料	料パ49
1	適用	料パ49
2	料金額	料パ49
別表1	オプション機能	別表1
別表2	au国際通話の通話先地域	別表25
別記		別記1

附則	附 1
附則別紙 1	附別 1
附則別紙 2	附別 2

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この a u (W I N) 通信サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）により a u (W I N) 通信サービスを提供します。

(注) 本条のほか、当社は、別記3に定めるところにより a u (W I N) 通信サービスに付随するサービス（以下「付随サービス」といいます。）を提供します。

(約款の変更等)

第2条 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することができます。この場合、a u (W I N) 通信サービスの提供条件は変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、所定のWEBサイトにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
パケット通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
パケット通信網	パケット通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
a u (W I N) 通信サービス	電話網又はパケット通信網を使用して当社が提供する電気通信サービス（車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置と無線基地局設備との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限ります。）であって、当社のKDDI I o T通信サービス LPWA契約約款に定めるLPWA通信サービス及びSORACOM Air for セルラーLPWA通信サービス契約約款に定めるSORACOM Air for セルラーLPWA通信サービス以外のもの
サービス取扱所	(1) a u (W I N) 通信サービスに関する業務を行う当社の

	事業所 (2) 当社の委託により a u (W I N) 通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
a u 契約	当社と a u サービスの提供を受けるための契約
a u 契約者	当社と a u 契約を締結している者
一般 a u 契約	a u 契約であって、定期 a u 契約以外のもの
一般 a u 契約者	当社と一般 a u 契約を締結している者
定期 a u 契約	a u 契約であって、当社がその契約に係る契約期間をあらかじめ定めたもの
定期 a u 契約者	当社と定期 a u 契約を締結している者
第 2 種定期 a u 契約	契約期間が、その契約に基づいて当社が a u サービスの提供を開始した日 (タイプ I については、契約を更新した場合は、更新した日とします。) から、その日を含む料金月の翌料金月 (タイプ I については、契約を更新した場合は、更新した日を含む料金月とします。) から起算して 24 料金月が経過することとなる料金月の末日までのものである定期 a u 契約
第 2 種定期 a u 契約者	当社と第 2 種定期 a u 契約を締結している者
a u モジュール契約	当社から a u モジュールの提供を受けるための契約
a u モジュール契約者	当社と a u モジュール契約を締結している者
一般 a u モジュール契約	a u モジュール契約であって、定期 a u モジュール契約以外のもの
一般 a u モジュール契約者	当社と一般 a u モジュール契約を締結している者
定期 a u モジュール契約	a u モジュール契約であって、当社がその契約に係る契約期間をあらかじめ定めたもの
定期 a u モジュール契約者	当社と定期 a u モジュール契約を締結している者
第 1 種定期 a u モジュール契約	契約期間が、その契約に基づいて当社が a u モジュールの提供を開始した日 (契約を更新した場合は、更新した日とします。) から、その日を含む料金月 (契約を更新した場合は、更新した日を含む料金月とします。) から起算して 12 料金月が経過することとなる料金月の末日までのものである定期 a u モジュール契約
第 1 種定期 a u モジュール契約者	当社と第 1 種定期 a u モジュール契約を締結している者
第 2 種定期 a u モジュール契約	契約期間が、その契約に基づいて当社が a u モジュールの提供を開始した日 (契約を更新した場合は、更新した日とします。) から、その日を含む料金月の翌料金月 (契約を更新した場合は、更新した日を含む料金月とします。) から起算して 24 料金月が経過することとなる料金月の末日までのものである定期 a u モジュール契約
第 2 種定期 a u モジュール契約者	当社と第 2 種定期 a u モジュール契約を締結している者
プリペイド電話契約	当社からプリペイド電話の提供を受けるための契約

プリペイド電話契約者	当社とプリペイド電話契約を締結している者
定期前払 a u 契約	当社から定期前払 a u サービスの提供を受けるための契約
定期前払 a u 契約者	当社と定期前払 a u 契約を締結している者
ローミング契約	当社からローミングの提供を受けるための契約
ローミング契約者	当社とローミング契約を締結している者
緊急通報用電話契約	当社から緊急通報用電話の提供を受けるための契約
緊急通報用電話契約者	当社と緊急通報用電話契約を締結している者
W I N 特定接続契約	当社から W I N 特定接続サービスの提供を受けるための契約
W I N 特定接続契約者	当社と W I N 特定接続契約を締結している者
契約者	a u 契約者、a u モジュール契約者、プリペイド電話契約者、定期前払 a u 契約者、ローミング契約者又は緊急通報用電話契約者
協定事業者	当社と相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者
外国事業者	当社と国際ローミング協定（事業法第 40 条に定める外国政府等との協定等の認可を得て、当社が外国の事業者との間で相互の電気通信サービスの提供に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している外国の事業者
特定事業者	沖縄セルラー電話株式会社
a u（5 G）通信サービス	当社の a u（5 G）通信サービス契約約款（以下「5 G 約款」といいます。）に定める a u（5 G）通信サービス又は特定事業者の 5 G 約款に定める a u（5 G）通信サービス
a u（L T E）通信サービス	当社の a u（L T E）通信サービス契約約款（以下「L T E 約款」といいます。）に定める a u（L T E）通信サービス又は特定事業者の W I N 約款に定める a u（L T E）通信サービス
加入電話サービス	電気通信番号規則（令和元年総務省令第 4 号）別表第 1 号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス（I P 電話サービスを除きます。）
I P 電話サービス	電気通信番号規則別表第 1 号又は第 6 号に定める電気通信番号を用いて、端末系伝送路設備（事業法施行規則に定める端末系伝送路設備をいいます。）においてインターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス（別記 29 に定めるものを除きます。）
中継サービス	電気通信番号規則別表第 2 号又は第 10 号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス
携帯電話サービス	無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信により提供される電気通信サービス
P H S サービス	電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 6 条第 4 項第 6 号に規定する P H S の陸上移動局との間で行われ

	る無線通信により提供される電気通信サービス
加入電話事業者	当社又は加入電話サービスを提供する協定事業者
I P 電話事業者	当社又は I P 電話サービスを提供する協定事業者
中継事業者	当社又は中継サービスを提供する協定事業者
携帯電話事業者	携帯電話サービスを提供する協定事業者
P H S 事業者	P H S サービスを提供する協定事業者
移動無線装置	a u (W I N) 通信サービスに係る契約に基づいて陸上 (河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。) において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
他社移動無線装置	携帯電話事業者の携帯電話サービスに係る契約に基づいて陸上において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当社の電気通信設備 (電波法施行規則第 3 条第 8 号に定める業務を行うためのものであって、 C D M A 2 0 0 0 方式によるものに限り。)
端末設備	契約者回線の一端に接続される契約者又は W I N 特定接続契約者の電気通信設備であって、 1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は同一の建物内であるもの
パケット端末	専らパケット通信を行うための端末設備であって、 a u I C カード対応端末以外のもの
デュアル端末	通話及びパケット通信を行うための端末設備であって、 a u I C カード対応端末以外のもの
a u I C カード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、 a u (W I N) 通信サービスの提供のために、当社が契約者に貸与するもの又は特定事業者がその a u (W I N) 通信サービス契約約款 (以下「 W I N 約款」といいます。) に基づきその契約者に貸与するもの
a u I C カード対応端末	通話又はパケット通信を行うための端末設備であって、 a u I C カードを装着することにより、通信が可能となるもの
端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 (平成 16 年総務省令第 15 号) 第 3 条で定める種類の端末設備の機器
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
契約者回線	(1) a u (W I N) 通信サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線 (2) 緊急通報用電話契約に基づいて当社の交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
他網契約者回線	a u (W I N) 通信サービス以外の電気通信サービスに係る契約者回線 (当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。) であって、 5 G 契約者回線 (当社の 5 G 約款に定める契約者回線をいいます。以下同じとします。) 又は L T E 契約者回線 (当社の L T E 約款に定める契約者回線をいいます。以下同じとします。) 以外のもの

他網公衆電話	当社又は協定事業者が街頭その他の場所に電話機を設置して公衆の利用に供する電気通信サービス
当社相互接続点	当社がこの約款以外の契約約款等（契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。）により提供する電気通信サービス（a u（5G）通信サービス及びa u（LTE）通信サービスを除きます。）に係る電気通信設備とa u（WIN）通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点
他社相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点（接続専用回線（専らa u（WIN）通信サービスに係る電気通信回線設備相互間を接続するために設置される協定事業者の電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。）に係るものを除きます。）
相互接続点	当社相互接続点又は他社相互接続点
契約者回線等	(1) 契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線及び契約者回線に電話網又はパケット通信網を介して接続される電気通信設備であって当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
電話番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ
課金対象パケット	契約者回線と契約者回線等との間においてパケット交換方式により伝送されるデータ（制御信号等のうちデータとしてみなされるものを含まず。以下同じとします。）を含むパケット
料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
特定携帯情報端末	PDAの機能を具備する移動無線装置であって、当社が別に定めるもの
特定携帯情報端末通信	特定携帯情報端末を用いて行うパケット通信であって、特定携帯情報端末に内蔵されたアプリケーションにより表示、再生又は保存等される情報の受信又は送信に係るもの（当社が別に定めるアプリケーションを用いて行うものを除きます。）又は当社が特定携帯情報端末内に指定した接続先との間の通信に係るもの
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第4条 削除

第2章 au (WIN) 通信サービスの種類

(au (WIN) 通信サービスの種類)

第5条 au (WIN) 通信サービスには次の種類があります。

種類	内容
auサービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社であるものに限り、）との間に電気通信回線を設定して提供するau (WIN) 通信サービス（auモジュール、プリペイド電話、定期前払auサービス又はWIN特定接続サービスを除きます。）
auモジュール	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（機器の制御又は監視等のために内部に組み込まれる通信モジュールであると当社が認めるものであって、その無線局の免許人が当社であるものに限り、）との間に電気通信回線を設定して提供するau (WIN) 通信サービス
プリペイド電話	前払いを受けた通話料に応じて設定される期間において、当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社であるものに限り、）との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するau (WIN) 通信サービス
定期前払auサービス	当社が別に定める一定の期間において、その期間に係る基本使用料の一括前払いを受けることを条件として、当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社であるものに限り、）との間に電気通信回線を設定して提供するau (WIN) 通信サービス
ローミング	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が特定事業者又であるものに限り、）との間に電気通信回線を設定して提供するau (WIN) 通信サービス
緊急通報用電話	犯罪通報、出火報知又は人命救助報知用として、当社が当社の交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して、専らauサービス、プリペイド電話、定期前払auサービス又はローミングの契約者回線からの通話を着信するために提供するau (WIN) 通信サービス
WIN特定接続サービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社であるものに限り、）との間に電気通信回線を設定して提供するau (WIN) 通信サービスであって、契約の申込者が指定する1の協定事業者（当社の接続約款（電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款をいいます。以下同じとします。）に定めるWIN直収パケット接続機能を利用して電気通信サービスを提供するものに限り、以下「特定接続事業者」といいます。）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの。

2 au (WIN) 通信サービス（WIN特定接続サービスを除きます。）の契約者回線とWIN特定接続サービスに係る1の特定接続事業者の相互接続点との間の通信は、行うこと

ができません。

第3章 a u 契約

第1節 a u サービスに係る契約の種別

(a u サービスに係る契約の種別)

第6条 a u サービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 一般 a u 契約
- (2) 第2種定期 a u 契約

(定期 a u 契約に係るタイプ種別)

第6条の2 第2種定期 a u 契約には、次のタイプ種別があります。

タイプ種別	内容
タイプ I	タイプ II 以外のもの
タイプ II	その契約の更新後、その契約に係る契約期間の定めがないもの

第2節 一般 a u 契約

(契約の単位)

第7条 当社は、電話番号1番号ごとに1の一般 a u 契約を締結します。この場合、一般 a u 契約者は、1の一般 a u 契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

第8条 一般 a u 契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書及び当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものをその a u サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

- 2 定期 a u 契約者から契約変更（当社が別に定める態様により、次表の左欄に定める a u 契約を解除すると同時に新たに同表の右欄に定める a u 契約又は a u モジュール契約を締結することをいいます。以下同じとします。）を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その一般 a u 契約の申込みについて前項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その定期 a u 契約者から別段の申出がない限り、現に提供している a u サービスに準じて取り扱います。

一般 a u 契約	定期 a u 契約
定期 a u 契約	一般 a u 契約又は他の種別若しくは他のタイプ種別の定期 a u 契約
一般 a u モジュール契約	定期 a u モジュール契約
定期 a u モジュール契約	定期 a u モジュール契約又は他の種別の定期 a u モジュール契約

- 3 一般 a u 契約（契約変更に係るものを除きます。）を新たに申し込むことはできません。

(契約者暗証番号)

第8条の2 一般 a u 契約の申込みをするときは、その一般 a u 契約に係る契約者を識別するための暗証番号（以下「契約者暗証番号」といいます。）を指定していただきます。

- 2 一般 a u 契約者は、前項の規定により指定した契約者暗証番号については、善良な管理

者の注意をもって管理していただきます。

- 3 当社は、一般 a u 契約者以外の者が第 1 項の規定により指定された契約者暗証番号を使用した場合、その一般 a u 契約者が使用したものとみなして取り扱います。

(契約申込みの承諾)

第 9 条 当社は、一般 a u 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 一般 a u 契約の申込みをした者が当社の携帯電話サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第 8 条に基づき提出された契約申込書又はその確認のための書類に不備があるとき。

(3) 一般 a u 契約の申込みをした者が、第 68 条（利用停止）各号又は第 69 条第 2 項各号の規定のいずれかに該当し、a u (W I N) 通信サービスの利用を停止されたことがある又は a u (W I N) 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 一般 a u 契約の申込みをした者が、当社の 5 G 約款第 43 条（利用停止）各号又は L T E 約款第 42 条（利用停止）第 1 項各号若しくは第 42 条の 2 各号の規定のいずれかに該当し、a u (5 G) 通信サービス若しくは a u (L T E) 通信サービスの利用を停止されたことがある又は a u (5 G) 通信サービス若しくは a u (L T E) 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第 100 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(6) 一般 a u 契約（a u パケットに係るものを除きます。）の申込みをした者が当社と締結している他の a u サービス（a u パケットを除きます。）に係る契約、プリペイド電話契約、5 G サービス（当社の 5 G 約款に定めるものであって、5 G デュアルに限ります。）に係る契約及び L T E デュアル（当社の L T E 約款に定めるものをいいます。）に係る契約の数の合計が 5 以上であるとき。

(7) 一般 a u 契約の申込みをした者（一般 a u 契約の申込みをした者により通話可能端末設備等（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。）に定めるものをいいます。以下同じとします。）を貸与される者を含みます。）が、携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがあるとき又は貸与したものと当社が認めたとき。

(8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

- 4 前 3 項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）に規定するオフィスケータイプランに係る一般 a u 契約の申込みを承諾しません。

(1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。

(2) その申込みを承諾した場合に、その契約者名義の契約者回線、L T E 契約者回線及び他網契約者回線（オフィスケータイプラン（当社の L T E 約款又は特定事業者の W I N 約款若しくは L T E 約款に定めるオフィスケータイプラン、オフィスケータイプ

ランV K（ケータイ）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）を含みます。）を選択するものに限り、その数が10未満となる時。

- (3) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（一般 a u 契約者の契約者確認の取扱い）

第 10 条 当社は、携帯電話不正利用防止法の規定に基づき、一般 a u 契約者に対して、契約者確認（同法第 9 条に定める契約者確認をいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。

この場合においては、一般 a u 契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じていただきます。

（電話番号）

第 11 条 a u サービスの電話番号は、1 の契約者回線ごとに当社が定めることとし、その電話番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、a u サービスの電話番号を変更することがあります。

（注 1）電話番号の登録等（登録、変更又は消去をいいます。以下同じとします。）は、当社が行います。

（注 2）端末設備及び自営電気通信設備の電話番号の登録等については、別記 4 及び 5 に定めるところによります。

（注 3）a u I C カードの電話番号の登録等については、第 63 条（電話番号その他の情報の登録等）に定めるところによります。

（注 4）当社は、本条第 2 項に規定する場合のほか、その契約又はそれ以前の契約に係る a u サービス利用権（第 15 条（a u サービス利用権の譲渡）に定めるものをいいます。）の移転に係る手続きに虚偽の申告、書面の記載不備その他の瑕疵があったことが判明したときは、その電話番号を変更することがあります。

（注 5）電話番号を変更した場合であって、電話番号の登録等が完了するまでの間については、第 14 条（a u サービスの利用の一時休止）に規定する L T E サービスの利用の一時休止（タイプ I に限ります。）があったものとみなして取り扱います。

（注 6）当社は、電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを一般 a u 契約者に通知します。

第 12 条 削除

（a u サービスの利用の一時中断）

第 13 条 当社は、一般 a u 契約者から当社が別に定める方法により請求があったとき（その請求の理由が、端末設備の紛失又は盗難等緊急を要するものと当社が認めるものであるときに限ります。）は、a u サービスの利用の一時中断（その電話番号を他に転用することなく a u サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(a uサービスの利用の一時休止)

第 14 条 当社は、一般 a u 契約者から当社所定の書面により請求があったときは、 a u サービスの利用の一時休止 (請求があった日から一定期間、その a u サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 a uサービスの利用の一時休止には、次の種類があります。

(1) タイプ I

その a u サービスに係る電話番号を他に転用することを条件として、請求があった日から一定期間、その a u サービスを一時的に利用できないようにするもの。

(2) タイプ II

その a u サービスに係る電話番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その a u サービスを一時的に利用できないようにするもの。

3 当社は、第 1 項の規定により a u サービスの利用の一時休止を行った後、一般 a u 契約者から当社所定の書面により再利用の請求があったときは、新たに一般 a u 契約の申込みがあったものとして、第 9 条 (契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、 a u サービスを利用できないようにした日を含む料金月から起算して 61 料金月が経過することとなる料金月の末日 (以下「休止期間経過日」といいます。)までに、前項に定める再利用の請求がなかった場合、一時休止の種類に応じて、その契約について次表に定める取扱いを行います。

区分	内容
タイプ I	休止期間経過日を含む料金月から起算して、60 料金月が経過することとなる料金月の末日までに a u サービスの再利用の請求がなかった場合、その日をもってその a u 契約を解除されたものとする取扱い。
タイプ II	休止期間経過日をもってその a u 契約を解除されたものとする取扱い。

5 一般 a u 契約者は、 a u サービスの利用の一時休止 (タイプ I に限ります。)について、新たに請求することはできません。

(a u サービス利用権の譲渡)

第 15 条 a u サービス利用権 (a u 契約に基づき、当社から a u サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 a u サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面に、当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを添えて、その a u サービスの契約事務を行うサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により a u サービス利用権の譲渡の承認を求められた場合であって、次に該当するときは、これを承認しないことがあります。

(1) a u サービス利用権を譲り受けようとする者が当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 前項に基づき提出された当社所定の書面又はその確認のための書類に不備があるとき。

(3) a u サービス利用権を譲り受けようとする者が、第 68 条 (利用停止) 各号の規定の

いずれかに該当し、a u (W I N) 通信サービスの利用を停止されたことがある又は a u (W I N) 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) a u サービス利用権を譲り受けようとする者が、当社の 5 G 約款第 43 条 (利用停止) 各号又は L T E 約款第 42 条 (利用停止) 第 1 項各号若しくは第 42 条の 2 各号の規定のいずれかに該当し、a u (5 G) 通信サービス若しくは a u (L T E) 通信サービスの利用を停止されたことがある又は a u (5 G) 通信サービス若しくは a u (L T E) 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第 100 条 (利用に係る契約者の義務) の規定に違反するおそれがあるとき。

(6) a u サービス利用権を譲り受けようとする者が当社と締結している他の a u サービス (a u パケットを除きます。)に係る契約、プリペイド電話契約、5 G サービス (当社の 5 G 約款に定めるものであって、5 G デュアルに限ります。)に係る契約及び L T E デュアルに係る契約の数の合計が 5 以上であるとき (譲り受けようとする a u サービス利用権に基づき a u パケットに係る a u 契約を締結する場合を除きます。)

(7) a u サービス利用権を譲り受けようとする者 (a u サービス利用権を譲り受けようとする者により通話可能端末を貸与される者を含みます。)が、携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがあるとき又は貸与したものと当社が認めたとき。

(8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

4 前項に定めるほか、当社は、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) に規定するオフィスケータイプランに係る一般 a u 契約について、前項の規定により a u サービス利用権の譲渡の承認を求められた場合であって、第 9 条 (契約申込みの承諾) 第 4 項各号の規定のいずれかに該当することとなる場合には、これを承認しないことがあります。

5 a u サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人 (a u サービス利用権、a u モジュール利用権 (a u モジュール契約に基づき、当社から a u モジュールの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)、プリペイド電話利用権 (プリペイド電話契約に基づくプリペイド電話の提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)又は W I N 特定接続サービス利用権 (当社から W I N 特定接続サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。))を譲り受ける者をいいます。以下同じとします。)は、譲渡人 (a u サービス利用権、a u モジュール利用権、プリペイド電話利用権又は W I N 特定接続サービス利用権を譲り渡す者をいいます。以下同じとします。)の有していた一切の権利 (預託金の返還を請求する権利を除きます。)及び義務を承継します。

ただし、譲渡人は、a u サービス利用権の譲渡があった日を含む料金月の前料金月以前の a u (W I N) 通信サービスの料金その他の債務について、譲受人と連帯して支払いの責任を負うものとします。

(一般 a u 契約者が行う一般 a u 契約の解除)

第 16 条 一般 a u 契約者は、一般 a u 契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめその a u サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 一般 a u 契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その一般 a u 契約の解除について前項の通知があったものとみなして取り扱います。

(一般 a u 契約者が行う初期契約解除)

第16条の2 一般a u契約者等（新たに一般a u契約（契約変更又は契約移行（第23条（定期a u契約の満了）に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るものを除きます。以下この条において「新規契約」といいます。）の申込みをする者又は一般a u契約の内容の変更（契約変更又は契約移行による一般L T E契約の申込みを含みます。以下この条において「変更契約」といいます。）を請求する一般a u契約者をいいます。以下この条において同じとします。）は、事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、契約書面（対象契約（新規契約又は変更契約をいいます。以下この条において同じとします。）を締結したときに、事業法第26条の2の第1項に基づき当社が一般a u契約者等に交付した書面（同条第2項の規定により提供するものを含みます。）をいいます。以下この条において同じとします。）を受領した日又は対象契約に係るa uサービスの提供を開始した日のいずれか遅い日から起算して8日が経過するまでの間、当社に書面を発すること又は当社が別に定める方法により通知することにより、対象契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この場合において、一般a u契約者等は、その書面の発送等に要する費用を負担していただきます。

- 2 初期契約解除は、一般a u契約者等が前項に既定する書面を発した日又は通知をした日に、その効力を生じます。
- 3 初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第26条の3、事業法施行規則及び総務省告示等の法令に定めるところによります。

（当社が行う一般a u契約の解除）

第17条 当社は、第68条（利用停止）の規定によりa uサービスの利用を停止された一般a u契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その一般a u契約を解除することができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、一般a u契約者が第68条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、a uサービスの利用停止をしないでその一般a u契約を解除することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、一般a u契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその一般a u契約を解除することがあります。

（注）当社は、本条第1項又は第2項の規定により、その一般a u契約を解除しようとするときは、あらかじめ一般a u契約者にそのことを通知します。

第18条 削除

（その他の提供条件）

第19条 一般a u契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第3節 定期 a u 契約

(契約申込みの方法)

第20条 定期 a u 契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書及び当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものをその a u サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

2 削除

3 一般 a u 契約者又は定期 a u 契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その新たに締結する定期 a u 契約の申込みについて第1項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その一般 a u 契約者又は定期 a u 契約者から別段の申出がない限り、現に提供している a u サービスに準じて取り扱います。

4 定期 a u 契約（契約変更に係るものを除きます。）を新たに申し込むことはできません。

(契約申込みの承諾)

第21条 当社は、定期 a u 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 定期 a u 契約の申込みをした者が当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第20条に基づき提出された契約申込書又はその確認のための書類に不備があるとき。

(3) 定期 a u 契約の申込みをした者が、第68条（利用停止）各号又は第69条第2項各号の規定のいずれかに該当し、a u (W I N) 通信サービスの利用を停止されたことがある又は a u (W I N) 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 定期 a u 契約の申込みをした者が、当社の5 G 約款第43条（利用停止）各号又は L T E 約款第42条（利用停止）第1項各号若しくは第42条の2各号の規定のいずれかに該当し、a u (5 G) 通信サービス若しくは a u (L T E) 通信サービスの利用を停止されたことがある又は a u (5 G) 通信サービス若しくは a u (L T E) 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第100条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(6) 定期 a u 契約（a u パケットに係るものを除きます。）の申込みをした者が当社と締結している他の a u サービス（a u パケットを除きます。）に係る契約、プリペイド電話契約、5 G サービス（当社の5 G 約款に定めるものであって、5 G デュアルに限ります。）に係る契約及び L T E デュアルに係る契約の数の合計が5以上であるとき。

(7) 定期 a u 契約の申込みをした者（定期 a u 契約の申込みをした者により通話可能端末設備等を貸与される者を含みません。）が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがあるとき又は貸与したものと当社が認めたとき。

(8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

4 前3項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、料金表第1表第1（基本使用料等）

に規定するオフィスケータイプランに係る定期 a u 契約の申込みを承諾しません。

- (1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。
- (2) その申込みを承諾した場合に、その契約者名義の契約者回線、LTE 契約者回線及び他網契約者回線（オフィスケータイプラン（当社の LTE 約款又は特定事業者の WIN 約款若しくは LTE 約款に定めるオフィスケータイプラン、オフィスケータイプラン VK（ケータイ）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）を含みます。）を選択するものに限り、）の数が 10 未満となる時。
- (3) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認める時。
- 5 前 4 項の規定によるほか、当社は、第 2 種定期 a u 契約（タイプ II に限り、）の申込みについては、a u デュアル又は U I M サービスの契約者回線（基本使用料の料金種別が次表に定めるものに限り、）に限り、承諾します。

基本使用料の料金種別
カケホ（3G ケータイ・データ付）、カケホ（3G ケータイ）

（定期 a u 契約に係る a u サービスの利用の一時休止）

第 21 条の 2 当社は、定期 a u 契約者から a u サービスの利用の一時休止の請求があったときは、次項に定めるものを除き、一般 a u 契約の場合に準じて取り扱います。

- 2 当社は、前項の規定により a u サービスの利用の一時休止を行った後、定期 a u 契約者から当社所定の書面により再利用の請求があったときは、新たに定期 a u 契約の申込みがあったものとして、第 21 条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 22 条 削除

（定期 a u 契約の満了）

第 23 条 定期 a u 契約は、その契約に基づいて当社が a u サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（その契約が次条の規定により更新されたものであるときは、その更新があった日を含む料金月とします。）から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となります。

区分		内容
第 2 種定期 a u 契約	タイプ I	24 料金月
	タイプ II	24 料金月

- 2 前項の規定にかかわらず、次表の左欄に定める定期 a u 契約が、同表の右欄に定める定期 LTE 契約（当社の LTE 約款に定めるものをいいます。以下同じとします。）からの契約移行（当社が別に定める態様により、当社の LTE 約款に定める LTE 契約を解除すると同時に新たに a u 契約を締結すること又は a u 契約を解除すると同時に新たに当社の 5G 約款に定める 5G 契約若しくは LTE 契約を締結することをいいます。以下同じとします。）により締結されたものであるときは、その定期 5G 契約の申込みを当社が承諾した日又は定期 LTE 契約に係る LTE サービス（当社の LTE 約款に定めるものをいいます。以下同じとします。）の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（その契約が更新されたものであるときは、その更新があった日を含む料金月（以下「更新月」といいます。）とし

ます。)から起算して、24 料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となります。

第2種定期 a u 契約 (タイプ I)	第2種定期 L T E 契約 (タイプ I)
第2種定期 a u 契約 (タイプ II)	第2種定期 L T E 契約 (タイプ II)

(定期 a u 契約の更新)

第 24 条 当社は、前条の規定により定期 a u 契約が満了した場合は、満了した日 (以下「満了日」といいます。)の翌日 (以下「更新日」といいます。)に定期 a u 契約を更新します。

(定期 a u 契約者が行う定期 a u 契約の解除)

第 25 条 定期 a u 契約者は、定期 a u 契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめその a u サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 削除

3 定期 a u 契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その定期 a u 契約の解除について第 1 項の通知があったものとみなして取り扱います。

(当社が行う定期 a u 契約の解除)

第 26 条 当社は、第 68 条 (利用停止) の規定により a u サービスの利用を停止された定期 a u 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その定期 a u 契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、定期 a u 契約者が第 68 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、a u サービスの利用停止をしないでその定期 a u 契約を解除することがあります。

3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、定期 a u 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその定期 a u 契約を解除することがあります。

(注) 当社は、本条第 1 項又は第 2 項の規定により、その定期 a u 契約を解除しようとするときは、あらかじめ定期 a u 契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第 27 条 定期 a u 契約における契約の単位、契約者暗証番号、電話番号、契約者確認、a u サービスの利用の一時中断、a u サービス利用権の譲渡及び定期 a u 契約者が行う初期契約解除の取扱いについては、一般 a u 契約の場合に準ずるものとします。

2 定期 a u 契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第3章の2 auモジュール契約

第1節 auモジュールに係る契約の種別

(auモジュールに係る契約の種別)

第27条の2 auモジュールに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 一般auモジュール契約
- (2) 第1種定期auモジュール契約
- (3) 第2種定期auモジュール契約

第2節 一般auモジュール契約

(契約申込みの方法)

第27条の3 一般auモジュール契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書及び当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものをそのauモジュールの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

- 2 前項の場合において、包括的管理の取扱い（別記32に定める取扱いをいいます。以下同じとします。）の適用を受ける契約者回線の提供に係る申込みをするときは、その契約者回線が所属する1の包括回線グループ（別記32に定めるものをいいます。以下同じとします。）を指定していただきます。
- 3 定期auモジュール契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その一般auモジュール契約の申込みについて第1項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その定期auモジュール契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているauモジュールに準じて取り扱います。
- 4 当社は、第1種auモジュールに係る第1種定期auモジュール契約者から、第27条の5（包括回線グループの変更）に規定する包括回線グループの変更（その包括回線グループを構成する他の契約者回線に係る契約種別が一般auモジュール契約であるものへの変更に限ります。）の請求があったときは、一般auモジュール契約への契約変更を行いたい旨の申出があったものとみなして取り扱います。
- 5 当社は、前項に規定する申出があったときは、その申出を承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日にその一般auモジュール契約を締結します。
- 6 一般auモジュール契約（契約変更に係るものを除きます。）を新たに申し込むことはできません

(契約申込みの承諾)

第27条の4 当社は、一般auモジュール契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 一般auモジュール契約の申込みをした者が当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (2) 第 27 条の 3 に基づき提出された契約申込書又はその確認のための書類に不備があるとき。
 - (3) 一般 a u モジュール契約の申込みをした者が、第 68 条（利用停止）各号又は第 69 条第 2 項各号の規定のいずれかに該当し、a u (W I N) 通信サービスの利用を停止されたことがある又は a u (W I N) 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 一般 a u モジュール契約の申込みをした者が、当社の L T E 約款第 42 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、a u (L T E) 通信サービスの利用を停止されたことがある又は a u (L T E) 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 第 100 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 4 前項の規定によるほか、当社は、その一般 a u モジュール契約の申込みが包括的管理の取扱いの適用に係るものであって、その一般 a u モジュール契約の申込みを承諾することにより別記 32 に反することとなる場合は、その一般 a u モジュール契約の申込みを承諾しません。

（包括回線グループの変更）

第 27 条の 5 包括的管理の取扱いの適用を受けている契約者回線の契約者は、その契約者回線が所属する包括回線グループの変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
- (1) 変更後の包括回線グループを構成する他の契約者回線に係る契約者名義が、請求のあった契約者回線に係る契約者名義と異なるとき。
 - (2) 包括回線グループを変更することにより、請求のあった契約者回線に係る a u モジュールの種類の変更を伴うとき。
 - (3) 包括回線グループを変更することにより、請求のあった契約者回線に係る基本使用料の料金種別について、W I N モジュール定額プランの適用又は廃止を伴うとき。
- 3 当社は、第 1 項の請求があったときは、その請求を承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日にその包括回線グループを変更します。

（a u モジュールの利用の一時休止）

第 27 条の 6 当社は、一般 a u モジュール契約者（第 2 種 a u モジュールに係る契約者であって、当社が別に定める移動無線装置を利用するものに限り、）から当社所定の書面により請求があったときは、a u モジュールの利用の一時休止（その電話番号を他に転用することを条件として、a u モジュールを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

- 2 当社は、前項の規定により a u モジュールの利用の一時休止を行った後、一般 a u モジュール契約者から当社所定の書面により再利用の請求があったときは、新たに一般 a u モジュール契約の申込みがあったものとして、第 27 条の 4（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 3 a u モジュールの利用の一時休止期間（a u モジュールを利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）は、5 年を限

度とします。

- 4 a u モジュールの利用の一時休止期間が5年を経過した後、一般 a u モジュール契約者が新たに a u モジュールの利用の一時休止又は再利用の請求を行わない場合において、その5年を経過した日から起算してさらに5年を経過したときは、その契約は、解除されたものとして扱います。

(a u モジュール利用権の譲渡)

第 27 条の 7 a u モジュール利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ その効力を生じません。

- 2 a u モジュール利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面に、当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを添えて、その a u モジュールの契約事務を行うサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 包括的管理の取扱いの適用を受けている契約者回線に係る a u モジュール利用権の譲渡の承認に関する請求は、包括回線グループを単位として行うことができます。

- 4 当社は、前 2 項の規定により a u モジュール利用権の譲渡の承認を求められた場合であって、次に該当するときは、これを承認しないことがあります。

(1) a u モジュール利用権を譲り受けようとする者が当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第 2 項に基づき提出された当社所定の書面又はその確認のための書類に不備があるとき。

(3) a u モジュール利用権を譲り受けようとする者が、第 68 条（利用停止）各号又は第 69 条第 2 項各号の規定のいずれかに該当し、a u (W I N) 通信サービスの利用を停止されたことがある又は a u (W I N) 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) a u モジュール利用権を譲り受けようとする者が、当社の L T E 約款第 42 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、a u (L T E) 通信サービスの利用を停止されたことがある又は a u (L T E) 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第 100 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

- 5 前項の規定によるほか、当社は、その a u モジュール利用権の譲渡の承認に関する請求が包括的管理の取扱いの適用に係るものであって、その請求を承認することにより別記 32 に反することとなる場合は、その請求を承認しません。

- 6 a u モジュール利用権の譲渡があったときは、譲受人は、譲渡人の有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務を承継します。

ただし、譲渡人は、a u モジュール利用権の譲渡があった日を含む料金月の前料金月以前の a u (W I N) 通信サービスの料金その他の債務について、譲受人と連帯して支払いの責任を負うものとして扱います。

(一般 a u モジュール契約者が行う一般 a u モジュール契約の解除)

第 27 条の 8 一般 a u モジュール契約者は、一般 a u モジュール契約を解除しようとする

きは、そのことをあらかじめその a u モジュールの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

- 2 当社は、a u モジュールの提供を受けている契約者回線について、包括的管理の取扱いの適用若しくは廃止を伴う請求又は別記 32 の規定に反することとなるその他の請求があったときは、その請求を前項の通知があったものとみなして取り扱います。
- 3 一般 a u モジュール契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その一般 a u モジュール契約の解除について第 1 項の通知があったものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、第 1 種 a u モジュールに係る一般 a u モジュール契約者から、第 27 条の 5（包括回線グループの変更）に規定する包括回線グループの変更（その包括回線グループを構成する他の契約者回線に係る契約種別が第 1 種定期 a u モジュール契約であるものへの変更に限ります。）の請求があったときは、第 1 種定期 a u モジュール契約への契約変更を行いたい旨の申出があったものとみなして取り扱います。
- 5 当社は、前項に規定する申出があったときは、その申出を承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日にその一般 a u モジュール契約を解除します。

（当社が行う一般 a u モジュール契約の解除）

第 27 条の 9 当社は、第 68 条（利用停止）の規定により a u モジュールの利用を停止された一般 a u モジュール契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その一般 a u モジュール契約を解除することがあります。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、一般 a u モジュール契約者が第 68 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、a u モジュールの利用停止をしないでその一般 a u モジュール契約を解除することがあります。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、その定めるところによります。
 - (1) 当社は、一般 a u モジュール契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその一般 a u モジュール契約を解除することがあります。
 - (2) 当社は、包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線に係る一般 a u モジュール契約者について、その契約者の地位の承継により別記 32 に反することとなったことを知ったときは、直ちにその一般 a u モジュール契約を解除します。
 - (3) 当社は、包括的管理の取扱いの適用を受けている契約者回線について、別記 32 に反することとなった場合は、その一般 a u モジュール契約を解除することがあります。

（注） 当社は、本条第 1 項又は第 2 項の規定により、その一般 a u モジュール契約を解除しようとするときは、あらかじめ一般 a u モジュール契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第 27 条の 10 一般 a u モジュール契約における契約の単位、契約者暗証番号、契約者確認、電話番号、a u モジュールの利用の一時中断（その電話番号を他に転用することなく a u モジュールを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）及び一般 a u モジュール契約者が行う初期契約解除の取扱いについては、一般 a u 契約の場合

に準ずるものとします。

ただし、第1種 a u モジュール及び第2種 a u モジュールに係る契約者暗証番号については、この限りではありません。

- 2 一般 a u モジュール契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第3節 定期 a u モジュール契約

(契約申込みの方法)

第27条の11 定期 a u モジュール契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書及び当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものをその a u モジュールの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

- 2 前項の場合において、その申込みが第1種 a u モジュールに係るものであるときは、所属する1の包括回線グループを指定していただきます。
- 3 一般 a u モジュール契約者又は定期 a u モジュール契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その新たに締結する定期 a u モジュール契約の申込みについて第1項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その一般 a u モジュール契約者又は定期 a u モジュール契約者から別段の申出がない限り、現に提供している a u モジュールに準じて取り扱います。
- 4 当社は、第1種 a u モジュールに係る一般 a u モジュール契約者から、第27条の5（包括回線グループの変更）に規定する包括回線グループの変更（その包括回線グループを構成する他の契約者回線に係る契約種別が第1種定期 a u モジュール契約であるものへの変更に限ります。）の請求があったときは、第1種定期 a u モジュール契約への契約変更を行いたい旨の申出があったものとみなして取り扱います。
- 5 当社は、前項に規定する申出があったときは、その申出を承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日にその第1種定期 a u モジュール契約を締結します。
- 6 定期 a u モジュール契約（契約変更に係るものを除きます。）を新たに申し込むことはできません。

(契約申込みの承諾)

第27条の12 当社は、定期 a u モジュール契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 定期 a u モジュール契約の申込みをした者が当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 第27条の11に基づき提出された契約申込書又はその確認のための書類に不備があるとき。
 - (3) 定期 a u モジュール契約の申込みをした者が、第68条（利用停止）各号又は第69条第2項各号の規定のいずれかに該当し、a u (WIN) 通信サービスの利用を停止されている又は a u (WIN) 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

- (4) 定期 a u モジュール契約の申込みをした者が、当社の L T E 約款第 42 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、a u（L T E）通信サービスの利用を停止されたことがある又は a u（L T E）通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 第 100 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 4 前項の規定によるほか、当社は、次に該当するときは、第 1 種 a u モジュールに係る第 1 種定期 a u モジュール契約の申込みを承諾しません。
- (1) 第 1 種定期 a u モジュール契約の申込みをした者が、指定のあった包括回線グループを構成する他の契約者回線に係る契約者と異なるとき。
 - (2) 申出のあった請求書の送付先が、指定のあった包括回線グループを構成する他の契約者回線に係る請求書の送付先と異なるとき。
 - (3) 指定のあった包括回線グループを構成する他の契約者回線に係る a u モジュール契約の種別が第 1 種定期 a u モジュール契約でないとき。
- 5 前 2 項の規定によるほか、当社は、第 2 種 a u モジュール（包括的管理の取扱いを受けられるものに限ります。）に係る第 2 種定期 a u モジュール契約の申込みを承諾しません。

（定期 a u モジュール契約の満了）

第 27 条の 13 定期 a u モジュール契約は、その契約に基づいて当社が a u モジュールの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（その契約が次条の規定により更新されたものであるときは、その更新があった日を含む料金月（以下「更新月」といいます。）とします。）から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となります。

区分	内容
第 1 種定期 a u モジュール契約	12 料金月
第 2 種定期 a u モジュール契約	24 料金月

- 2 前項の規定にかかわらず、第 1 種定期 a u モジュール契約（第 1 種 a u モジュールに係るものに限ります。）は、その契約に基づいて当社が a u モジュールの提供を開始した日を含む料金月（その契約が次条の規定により更新されたものであるときは、その更新があった日を含む料金月とします。）から起算して、前項の表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となります。

（定期 a u モジュール契約の更新）

第 27 条の 14 当社は、前条の規定により定期 a u モジュール契約が満了した場合は、満了した日（以下「満了日」といいます。）の翌日（以下「更新日」といいます。）に定期 a u モジュール契約を更新します。

（定期 a u モジュール契約者が行う定期 a u モジュール契約の解除）

第 27 条の 15 定期 a u モジュール契約者は、定期 a u モジュール契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめその a u モジュールの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

- 2 当社は、a u モジュールの提供を受けている契約者回線について、包括的管理の取扱いの適用若しくは廃止を伴う請求又は別記 32 の規定に反することとなるその他の請求があつ

たときは、その請求を前項の通知があったものとみなして取り扱います。

- 3 定期 a u モジュール契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その定期 a u モジュール契約の解除について第 1 項の通知があったものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、第 1 種 a u モジュールに係る第 1 種定期 a u モジュール契約者から、第 27 条の 5（包括回線グループの変更）に規定する包括回線グループの変更（その包括回線グループを構成する他の契約者回線に係る契約種別が一般 a u モジュール契約であるものへの変更に限ります。）の請求があったときは、一般 a u モジュール契約への契約変更を行いたい旨の申出があったものとみなして取り扱います。
- 5 当社は、前項に規定する申出があったときは、その申出を承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日にその第 1 種定期 a u モジュール契約を解除します。

（当社が行う定期 a u モジュール契約の解除）

第 27 条の 16 当社は、第 68 条（利用停止）の規定により a u モジュールの利用を停止された定期 a u モジュール契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その定期 a u モジュール契約を解除することがあります。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、定期 a u モジュール契約者が第 68 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、a u モジュールの利用停止をしないでその定期 a u モジュール契約を解除することがあります。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、その定めるところによります。
 - (1) 当社は、定期 a u モジュール契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその定期 a u モジュール契約を解除することがあります。
 - (2) 当社は、第 1 種 a u モジュールに係る第 1 種定期 a u モジュール契約者について、その契約者の地位の承継により第 27 条の 12（契約申込みの承諾）第 4 項第 1 号に該当することとなったことを知ったときは、直ちにその第 1 種定期 a u モジュール契約を解除します。
 - (3) 当社は、包括的管理の取扱いの適用を受けている契約者回線について、別記 32 に反することとなった場合は、その定期 a u モジュール契約を解除することがあります。

（注）当社は、本条第 1 項又は第 2 項の規定により、その定期 a u モジュール契約を解除しようとするときは、あらかじめ定期 a u モジュール契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第 27 条の 17 定期 a u モジュール契約における契約の単位、契約者暗証番号、契約者確認、電話番号、a u モジュールの利用の一時中断、a u モジュール利用権の譲渡及び定期 a u モジュール契約者が行う初期契約解除の取扱いについては、一般 a u モジュール契約の場合に準ずるものとします。

ただし、第 1 種 a u モジュール及び第 2 種 a u モジュールに係る契約者暗証番号については、この限りではありません。

- 2 定期 a u モジュール契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところに

よります。

第3章の3 プリペイド電話契約

(契約申込みの方法)

第28条 プリペイド電話契約を新たに申し込むことはできません。

(契約申込みの承諾)

第29条 当社は、プリペイド電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 前条に基づき提出された契約申込書又はその確認のための書類に不備があるとき。
- (2) プリペイド電話契約の申込みをした者が、第68条(利用停止)各号又は第69条第2項各号の規定のいずれかに該当し、a u (W I N) 通信サービスの利用を停止されたことがある又はa u (W I N) 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) プリペイド電話契約の申込みをした者が、当社のL T E約款第42条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、a u (L T E) 通信サービスの利用を停止されたことがある又はa u (L T E) 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 第100条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) プリペイド電話契約の申込みをした者が当社と締結している他のa uサービス(a uパケットを除きます。)に係る契約、プリペイド電話契約及びL T Eデュアルに係る契約の数の合計が5以上であるとき。
- (6) プリペイド電話契約の申込みと同時にプリペイドカード(第70条に規定するプリペイド通話に係る一定の通話料として当社が発行するカードといいます。以下同じとします。)の購入がないとき又は購入したプリペイドカードに係る支払額(料金表第1表第5(プリペイド通話に係る前払い通話料)に規定する支払額をいいます。以下同じとします。)の合計額が6,000円に満たないとき。
- (7) プリペイド電話契約の申込みをした者(プリペイド電話契約の申込みをした者により通話可能端末設備等を貸与される者を含みます。)が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがあるとき又は貸与しているものと当社が認めたとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(プリペイド電話契約者の契約者確認の取扱い)

第30条 当社は、携帯電話不正利用防止法の規定に基づき、プリペイド電話契約者に対して、契約者確認を行うことがあります。

この場合においては、プリペイド電話契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じていただきます。

2 前項の規定によるほか、当社は、プリペイド電話契約者が、そのプリペイド電話の提供を受けるものとしてそのプリペイド電話契約上の地位を有していることについての確認が必要であると認める場合、その確認を行うことがあります。

この場合においては、プリペイド電話契約者は、当社の求めに応じ、当社所定の書面及

び当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを、そのプリペイド電話の契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

(プリペイド電話利用権の譲渡)

第 31 条 プリペイド電話利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 プリペイド電話利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面に、当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを添えて、そのプリペイド電話の契約事務を行うサービス取扱所に請求していただきます。

3 当社は、前項の規定によりプリペイド電話利用権の譲渡の承認を求められた場合であって、次に該当するときは、これを承認しない場合があります。

(1) 前項に基づき提出された当社所定の書面又はその確認のための書類に不備があるとき。

(2) プリペイド電話利用権を譲り受けようとする者が、第 68 条(利用停止)第 2 号から第 13 号又は第 69 条第 2 項各号の規定のいずれかに該当し、a u (W I N) 通信サービスの利用を停止されたことがある又は a u (W I N) 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(3) プリペイド電話利用権を譲り受けようとする者が、当社の L T E 約款第 42 条(利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、a u (L T E) 通信サービスの利用を停止されたことがある又は a u (L T E) 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 第 100 条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(5) プリペイド電話利用権を譲り受けようとする者が当社と締結している他の a u サービス(a u パケットを除きます。)に係る契約、プリペイド電話契約及び L T E デュアルに係る契約の数の合計が 5 以上であるとき。

(6) その請求がプリペイドの利用権の譲渡の承認に関するものであるとき。

(7) プリペイド電話利用権を譲り受けようとする者(プリペイド電話利用権を譲り受けようとする者により通話可能端末を貸与される者を含みます。)が、携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがあるとき又は貸与しているものと当社が認めたとき。

(8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

4 プリペイド電話利用権の譲渡があったときは、譲受人は、譲渡人の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(プリペイド電話契約者が行うプリペイド電話契約の解除)

第 32 条 プリペイド電話契約者は、プリペイド電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめそのプリペイド電話の契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行うプリペイド電話契約の解除)

第 33 条 当社は、第 69 条第 1 項の規定によりプリペイド電話の利用を停止されたプリペイド電話契約者(第 69 条第 1 項の適用を受けそのプリペイド電話の利用を停止されている者であって、同条第 2 項の適用を受けているものを含みます。)が、第 69 条第 1 項に基づく利

用停止があった日の翌日から起算して 90 日以内に第 84 条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）第 1 項に規定する前払い通話料の登録を行わなかったときは、そのプリペイド電話契約を解除します。

- 2 当社は、第 69 条第 2 項の規定によりプリペイド電話の利用を停止された契約者回線について、なおその事実が解消されない場合は、そのプリペイド電話契約を解除することがあります。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、その定めるところによります。
 - (1) プリペイド電話の利用において第 69 条第 2 項各号の規定のいずれかに該当する場合であって、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、プリペイド電話の利用停止をしないでそのプリペイド電話契約を解除することがあります。
 - (2) 第 31 条（プリペイド電話利用権の譲渡）の規定に反し、当社の承諾を得ずにプリペイド電話利用権の移転を行ったときは、当社は、プリペイド電話の利用を停止しないで、そのプリペイド電話利用権に係るプリペイド電話契約を解除します。

(注) 当社は、本条第 2 項又は第 3 項第 1 号の規定により、そのプリペイド電話契約を解除しようとするときは、あらかじめプリペイド電話契約者にそのことを通知します

(その他の提供条件)

- 第 34 条 契約の単位及び電話番号の取扱いについては、一般 a u 契約の場合に準ずるものとします。
- 2 プリペイド電話契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第3章の4 定期前払 a u 契約

(定期前払 a u 契約の締結)

第35条 トヨタメディアサービス株式会社のG-BOOK利用規約又はG-Link利用規約(以下あわせて「G-BOOK利用規約等」といいます。)に基づき、G-BOOK利用規約等に定めるG-BOOK利用契約又はG-Link利用契約(以下あわせて「G-BOOK利用契約等」といいます。)を締結したと同時に、又は締結した後に、トヨタメディアサービス株式会社から、G-BOOK利用規約等に定める個別サービス(定期前払 a u サービスに係るものに限ります。)の利用に係る承諾(以下「個別サービス利用承諾」といいます。)を受けた者は、個別サービス利用承諾を受けたときに、当社と定期前払 a u 契約を締結したことになります。

第36条 削除

(定期前払 a u サービス利用権の譲渡等)

第37条 定期前払 a u 契約者に係る定期前払 a u サービス利用権(当社から定期前払 a u サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)については、譲渡することができません。

(定期前払 a u 契約の満了)

第38条 定期前払 a u 契約は、その契約に基づいて当社がその定期前払 a u サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日(当社が別に定める方法によりその定期前払 a u サービスの提供を開始した日が料金月の初日である場合は、その料金月の初日とし、次条により定期前払 a u 契約を更新した場合は、その定期前払 a u 契約の更新日とします。)から起算して、12 料金月が経過することとなる料金月の末日(以下、「定期前払 a u 契約の満了日」といいます。)をもって満了となります。

(定期前払 a u 契約の更新)

第39条 当社は、前条の規定により定期前払 a u 契約が満了した場合は、その定期前払 a u 契約について、G-BOOK利用規約等に基づき、G-BOOK利用契約等の解除又は個別サービス利用承諾の取消し(以下あわせて「G-BOOK利用契約等の解除等」といいます。)があった場合を除き、その定期前払 a u 契約の満了日の翌日(以下、「定期前払 a u 契約の更新日」といいます。)に定期前払 a u 契約を更新します。

(G-BOOK利用契約等の解除等に伴う定期前払 a u 契約の解除)

第40条 当社は、定期前払 a u 契約に係る契約者回線について、G-BOOK利用契約等の解除等があったときは、その定期前払 a u 契約は解除されたものとして取り扱います。

(当社が行う定期前払 a u 契約の解除)

第41条 前条によるほか、当社は、第68条(利用停止)の規定により定期前払 a u サービスの利用を停止された定期前払 a u 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その定期前払 a u 契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、定期前払 a u 契約者が第68条第1項各号の規定のい

ずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、定期前払 a u サービスの利用停止をしないでその定期前払 a u 契約を解除することがあります。

3 前 2 項の規定にかかわらず、定期前払 a u 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、当社は、直ちにその定期前払 a u 契約を解除することがあります。

(注) 当社は、本条第 1 項又は第 2 項の規定により、その定期前払 a u 契約を解除しようとするときは、あらかじめ定期前払 a u 契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第 42 条 定期前払 a u 契約における契約の単位、契約者暗証番号、電話番号、契約者確認、定期前払 a u サービスの利用の一時中断並びに当社が行う定期前払 a u サービスの種類の廃止及び変更の取扱いについては、一般 a u 契約の場合に準ずるものとします。

2 定期前払 a u 契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第3章の5 ローミング契約

(ローミング契約)

第43条 特定事業者が提供する電気通信サービス（特定事業者のW I N約款に規定するa uサービス、a uモジュール、プリペイド電話及びW I N特定接続サービスに限ります。以下この条及び次条において同じとします。）を受けるための契約を締結している者は、当社とローミング契約を締結していることとなります。

(特定事業者の契約約款による制約等)

第44条 ローミング契約者は、特定事業者のW I N約款に基づき、特定事業者が提供する電気通信サービスを利用することができないときは、ローミングの提供を受けることはできません。

(電話番号)

第45条 ローミングの電話番号は、特定事業者が定めた番号とします。

(ローミングに係る端末設備の工事等)

第46条 ローミング契約者は、端末設備又は自営電気通信設備に関する工事その他の請求をすることはできません。

(当社が行うローミング契約の解除)

第47条 当社は、そのローミングと同一の種類のa u（W I N）通信サービスを廃止したときは、そのローミング契約を解除します。

第3章の6 緊急通報用電話契約

(契約の単位)

第48条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の緊急通報用電話契約を締結します。この場合、緊急通報用電話契約者は、1の緊急通報用電話契約につき1人に限ります。

(緊急通報用電話契約申込みをすることができる者の条件)

第49条 緊急通報用電話契約の申込みをすることができる者は、警察機関、海上保安機関又は消防機関に限ります。

(緊急通報用電話の提供)

第50条 緊急通報用電話契約の申込みがあったときは、当社は、その申込者と協議し、その必要が認められ、かつ可能な範囲で提供します。

(契約者回線の終端等)

第51条 当社は、緊急通報用電話契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、緊急通報用電話契約者と協議します。

(緊急通報用電話契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等)

第52条 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、緊急通報用電話契約者から提供していただきます。

2 緊急通報用電話契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

3 当社が緊急通報用電話契約に基づき提供する契約者回線又は端末設備に必要な電気は、緊急通報用電話契約者から提供していただくことがあります。

(緊急通報用電話の電話番号)

第53条 緊急通報用電話の電話番号は、次のとおりとします。

区別	電話番号
警察機関に提供される緊急通報用電話	110
海上保安機関に提供される緊急通報用電話	118
消防機関に提供される緊急通報用電話	119

(緊急通報用電話契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第54条 緊急通報用電話契約者が緊急通報用電話契約に基づいて緊急通報用電話の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者回線の移転)

第55条 緊急通報用電話契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 50 条（緊急通報用電話の提供）の規定に準ずるものとします。

（その他の提供条件）

第 56 条 契約申込みの方法、緊急通報用電話の利用の一時中断、緊急通報用電話契約者が行う緊急通報用電話契約の解除及び当社が行う緊急通報用電話契約の解除の取扱いについては、一般 a u 契約の場合に準ずるものとします。

2 緊急通報用電話契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第3章の7 削除

第3章の8 WIN特定接続契約

(契約申込みの方法)

第56条の7 WIN特定接続契約を新たに申し込むことはできません。

(契約申込みの承諾)

第56条の8 当社は、WIN特定接続契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 前条に基づき提出された契約申込書に不備があるとき。
 - (2) 第100条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (3) 前条の規定により指定した特定接続事業者から、その特定接続事業者が提供する電気通信サービス(当社の接続約款に定めるWIN直収パケット通信機能を利用するもの)に限ります。以下、この章において同じとします。)に係る契約の申込みについて承諾が得られないとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(WIN特定接続サービスの利用の一時中断)

第56条の9 WIN特定接続契約者は、WIN特定接続サービスの利用の一時中断を請求することはできません。

(WIN特定接続サービスの利用の一時休止)

第56条の10 WIN特定接続契約者は、WIN特定接続サービスの利用の一時休止を請求することはできません。

(WIN特定接続サービス利用権の譲渡等)

第56条の11 WIN特定接続サービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 WIN特定接続サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面に、当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを添えて、そのWIN特定接続サービスの契約事務を行うサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
- 3 WIN特定接続契約者は、その特定接続事業者が提供する電気通信サービスに係る利用権の譲渡があったときは、そのことを速やかにWIN特定接続サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。この場合において、当社はそれを前項の請求として取り扱います。
- 4 当社は、前3項の規定によりWIN特定接続サービス利用権の譲渡の承認を求められた場合であって、次に該当するときは、これを承認しないことがあります。

- (1) 第2項に基づき提出された当社所定の書面に不備があるとき。
 - (2) 第100条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (3) そのWIN特定接続契約に係る特定接続事業者から、その特定接続事業者が提供する電気通信サービスに係る利用権の譲渡について承諾が得られないとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 5 WIN特定接続サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、譲渡人の有していた一切の権利(預託金の返還を請求する権利を除きます。)及び義務を承継します。
- ただし、譲渡人は、WIN特定接続サービス利用権の譲渡があった日を含む料金月の前料金月以前のau(WIN)通信サービスの料金その他の債務について、譲受人と連帯して支払いの責任を負うものとします。

(WIN特定接続契約者が行うLTE特定接契約の解除)

- 第56条の12 WIN特定接続契約者は、WIN特定接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめそのWIN特定接続サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。
- 2 WIN特定接続契約者は、その特定接続事業者が提供する電気通信サービスに係る契約の解除があったときは、そのことを速やかにWIN特定接続サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。この場合において、当社はそれを前項の通知として取り扱います。

(当社が行うWIN特定接続契約の解除)

- 第56条の13 当社は、第68条(利用停止)の規定によりWIN特定接続サービスの利用を停止されたWIN特定接続契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのWIN特定接続契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、WIN特定接続契約者が第68条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、WIN特定接続サービスの利用停止をしないでそのWIN特定接続契約を解除することがあります。
- 3 当社は、WIN特定接続契約者から前条第2項に定める通知がない場合であっても、その特定接続事業者が提供する電気通信サービスに係る契約の解除があったことを知ったときは、その契約者回線に係るWIN特定接続契約を解除します。
- 4 当社は、特定接続事業者との相互接続協定の解除があった場合は、その特定接続事業者を指定しているWIN特定接続契約を解除します。

(注) 当社は、本条第1項又は第2項の規定により、そのWIN特定接続契約を解除しようとするときは、あらかじめWIN特定接続契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

- 第56条の14 WIN特定接続契約における契約の単位、契約者暗証番号、契約者確認及び電話番号の取扱いについては、一般au契約の場合に準ずるものとします。
- 2 この章その他この約款に定めるWIN特定接続契約及びWIN特定接続サービスの提供に係る手続き等については、そのWIN特定接続契約に係る特定接続事業者を介して行う場合があります。

3 WIN特定接続契約に関するその他の提供条件については、別記に定めることによります。

第4章 オプション機能

(オプション機能の提供)

第57条 当社は、a u契約者又はa uモジュール契約者から請求があったときは、別表1に規定するオプション機能を提供します。

2 別表1に基づき提供するオプション機能のうち、別記30(1)又は(2)に定める機能については、前項の規定にかかわらず、それぞれa u契約者又はa uモジュール契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

3 当社は、プリペイド電話の契約者回線について、別記30(3)に定めるオプション機能を、プリペイド電話契約者から請求があったものとみなして提供します。

4 当社は、定期前払a uサービスの契約者回線について、別記30(4)に定めるオプション機能を、定期前払いa u契約者から請求があったものとみなして提供します。

5 当社は、WIN特定接続サービスの契約者回線について、別記30(5)に定めるオプション機能を、WIN特定接続契約者から請求があったものとみなして提供します。

6 当社は、ローミング契約者が、特定事業者から当社のオプション機能に相当する機能の提供を受けている場合は、そのオプション機能を提供します。

(包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線に係るオプション機能の取扱い)

第58条 包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線に係るオプション機能の利用の請求は、新たに包括回線グループを設定する際に、その設定する包括回線グループを単位として行っていただきます。

2 当社は、包括回線グループに追加された契約者回線については、その追加の請求をオプション機能(前項の規定によりその包括回線グループに提供されているものに限り)の利用の請求とみなして取り扱います。

3 a uモジュール契約者は、包括回線グループを単位として行う場合を除き、前2項の規定により提供されているオプション機能の廃止の申出をすることができません。

4 前項の規定にかかわらず、当社は、包括回線グループの変更の請求を行った契約者回線については、その変更の請求をオプション機能(第1項の規定により変更前の包括回線グループに提供されているものに限り)の廃止の申出があったものとみなして取り扱います。

(a uサービス又はa uモジュールの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第59条 当社は、a uサービス又はa uモジュールの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

(a uサービス又はa uモジュールの利用の一時休止があった場合の取扱い)

第60条 当社は、a uサービス又はa uモジュールの利用の一時休止があったときは、そのオプション機能を廃止します。

(権利の譲渡があった場合の取扱い)

第61条 当社は、オプション機能を提供している契約者回線について、a uサービス利用権、a uモジュール利用権又はプリペイド電話利用権の譲渡があった場合であって、別表1に別段の定めがあるときは、第15条(a uサービス利用権の譲渡)、第27条(その他の提

供条件)、第 27 条の 7 (a u モジュール利用権の譲渡)、第 27 条の 17 (その他の提供条件) 又は第 31 条 (プリペイド電話利用権の譲渡) の規定にかかわらず、そのオプション機能を廃止します。

(地位の承継があった場合の取扱い)

第 61 条の 2 当社は、オプション機能を提供している契約者回線について、契約者の地位の承継があった場合であって、別表 1 に別段の定めがあるときは、そのオプション機能を廃止します。

第5章 au I Cカード等の貸与等

(au I Cカードの貸与)

- 第62条 当社は、契約者（au契約者（UIMサービスに係るものに限ります。）又はプリペイド電話契約者（その契約者回線に関して、au I Cカード対応端末を利用しているものに限ります。））に限ります。以下この章において同じとします。）に対し、au I Cカードを貸与します。この場合において、貸与するau I Cカードの数は、1のau契約につき1とします。
- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するau I Cカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(電話番号その他の情報の登録等)

- 第63条 当社は、次の場合に、当社の貸与するau I Cカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。
- (1) au I Cカードを貸与するとき。
- (2) その他、当社のau I Cカードの貸与を受けている契約者から、そのau I Cカードへの電話番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、第11条（電話番号）第2項又は第94条（修理又は復旧の場合の暫定措置）の規定により電話番号を変更する場合は、電話番号の登録等を行います。

(au I Cカードの情報消去及び破棄)

- 第64条 当社は、次の場合には、当社の貸与するau I Cカードに登録された電話番号その他の情報を消去することがあります。当社は、情報の消去に起因する損害については、責任を負わないものとします。
- (1) そのau I Cカードに係るau契約の解除があったとき（契約変更によるau契約の解除であって、当社が別に定めるものを除きます。）。
- (2) そのau I Cカードの貸与に係るプリペイド電話契約の解除があったとき。
- (3) au I Cカードの変更その他の事由より、au I Cカードを利用しなくなったとき。
- 2 当社のau I Cカードの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従ってそのau I Cカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

(au I Cカードの管理責任)

- 第65条 当社のau I Cカードの貸与を受けている契約者は、そのau I Cカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
- 2 当社のau I Cカードの貸与を受けている契約者は、au I Cカードについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
- 3 当社は、第三者がau I Cカードを利用した場合であっても、そのau I Cカードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、au I Cカードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

(a u I Cカード暗証番号)

第 66 条 契約者は、当社が別に定める方法により、a u I Cカードに、a u I Cカード暗証番号（そのa u I Cカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。）を登録することができます。この場合において、当社からそのa u I Cカードの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。

2 契約者は、a u I Cカード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第6章 利用中止等

(利用中止)

第67条 当社は、次の場合には、a u (W I N) 通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (2) 特定の契約者回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第75条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月におけるa u (W I N) 通信サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的にa u (W I N) 通信サービスの利用を中止することがあります。

この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

(注) 当社は、本条の規定によりa u (W I N) 通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者（プリペイド電話契約者を除きます。）及びW I N特定接続契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第68条 当社は、契約者等（契約者（プリペイド電話契約者を除きます。）又はW I N特定接続契約者をいいます。以下この条において同じとします。）が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（第1号又は第2号の規定に該当するときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第4号、第6号、第8号又は第9号の規定に該当するときは、当社が契約者等本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただくまでの間、第14号に該当するときは、第14号に該当しないことが確認できるまでの間）、そのa u (W I N) 通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) 契約者等が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のa u (W I N) 通信サービスに係る料金その他の債務又は契約者等が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (3) 第85条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
- (4) a u (W I N) 通信サービスに係る契約の申込み又はa u サービス利用権の譲渡の承認に係る請求に当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

- (5) その a u 契約が携帯電話不正利用防止法第 7 条第 1 項の規定に違反して通話可能端末設備等を譲渡されたものと当社が認めたとき。
- (6) 第 10 条（一般 a u 契約者の契約者確認の取扱い）（第 27 条（その他の提供条件）、第 27 条の 10（その他の提供条件）、第 27 条の 17（その他の提供条件）、第 42 条（その他の提供条件）又は第 56 条の 14（その他の提供条件）において準用する場合を含みます。）の規定に違反したとき。
- (7) a u 契約者（a u 契約者により通話可能端末設備等を貸与された者を含みます。）が携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したものと当社が認めたとき。
- (8) 第 4 号から第 7 号のほか、携帯電話不正利用防止法第 11 条各号の規定に該当すると当社が認めたとき。
- (9) 別記 6 若しくは 7 の規定に違反したとき、又は別記 6 若しくは 7 の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (10) 契約者等がその a u（W I N）通信サービス又は当社と契約を締結している他の a u（W I N）通信サービス、a u（5 G）通信サービス若しくは a u（L T E）通信サービスの利用において第 100 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (11) 当社の+メッセージ利用規約に定めるところにより、+メッセージ（別表 1 に定めるものをいいます。以下同じとします。）の利用の停止があったとき。
- (12) 警察機関が、特殊詐欺等の犯罪行為を防止するために通信サービスの利用を停止する必要があると判断した場合であって、所定の方法により当社にその a u（W I N）通信サービスの利用を停止する要請を行ったとき。
- (13) 契約者回線に端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (14) 別記 9 若しくは 10 の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等（別記 11 に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
- (15) 別記 12、13、14 又は 15 の規定に違反したとき。
- (16) オフィスケータイプランに係る一般 a u 契約又は定期 a u 契約について、第 9 条（契約申込みの承諾）第 4 項各号のいずれか、又は第 21 条（契約申込みの承諾）第 4 項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(注) 当社は、本条の規定により a u（W I N）通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその契約者等に通知します。

ただし、次に定める場合は、この限りではありません。

(ア) 本条第 10 号の規定（次に定めるものに限りません。）により利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないとき

① 第 100 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 3 号の規定に違反する場合

② 第 100 条第 1 項第 5 号の規定に違反する場合（専ら別記 21 の 3 の規定に基づく場合を除きます。）

(イ) 本条第 12 号の規定により利用を停止するとき

第 69 条 当社は、そのプリペイド電話契約において、第 84 条（プリペイド通話に係る前払

い通話料の登録等)に規定する利用有効期間が経過したときは、当社は、そのプリペイド電話契約者が同条第1項の規定に基づき前払い通話料の登録を行うまでの期間、そのプリペイド電話の利用を停止します。

2 当社は、プリペイド電話契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(第1号、第3号、第5項又は第6号の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただくまでの間)、そのプリペイド電話の利用を停止することがあります。

(1) プリペイド電話契約の申込み又はプリペイド電話利用権の譲渡の承認に係る請求に当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(2) そのプリペイド電話契約が携帯電話不正利用防止法第7条第1項の規定に違反して通話可能端末設備等を譲渡されたものと当社が認めたとき。

(3) 第30条(プリペイド電話契約者の契約者確認の取扱い)の規定に違反したとき。

(4) プリペイド電話契約者(プリペイド電話契約者により通話可能端末設備等を貸与された者を含みます。)が携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したものと当社が認めたとき。

(5) 第1号から第4号のほか、携帯電話不正利用防止法第11条各号の規定に該当すると当社が認めたとき。

(6) 別記6若しくは7の規定に違反したとき、又は別記6若しくは7の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(7) プリペイド電話契約者がそのプリペイド電話又は当社と契約を締結している他のau(WIN)通信サービス若しくはau(LTE)通信サービスの利用において第100条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(8) 警察機関が、特殊詐欺等の犯罪行為を防止するために通信サービスの利用を停止する必要があると判断した場合であって、所定の方法により当社にそのプリペイド電話の利用を停止する要請を行ったとき。

(9) 契約者回線に端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(10) 別記9若しくは10の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等(別記11に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。)に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。

(11) 別記12、13、14又は15の規定に違反したとき。

3 プリペイド電話契約者は、第1項の規定によりそのプリペイド電話の利用を停止されている場合であっても、第2項各号のいずれかに該当した場合は、同項の適用を免れるものではありません。

(注) 当社は、本条の規定によりプリペイド電話の利用を停止するときは、あらかじめそのことをプリペイド電話契約者に通知します。

ただし、次に定める場合は、この限りではありません。

(ア) 本条第1項又は第2項第8号の規定により利用を停止するとき

(イ) 本条第2項第7号の規定(次に定めるものに限りです。)により利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないとき。

① 第100条(利用に係る契約者の義務)第1項第3号の規定に違反する場合

- ② 第 100 条第 1 項第 5 号の規定に違反する場合（専ら別記 21 の 3 の規定に基づく場合を除きます。）

（利用限度額の設定）

第 69 条の 2 当社は、a u 国際通話に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。）の月間累計額及び特定携帯国際自動通話（当社の電話サービス等契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。）に関する料金（同契約約款に定める a u 国際通話定額に係る定額通話料を除きます。）の月間累積通話等料金の額を合算した額（以下この条において「国際通話月間累計額」といいます。）について、限度額（以下「a u 国際通話利用限度額」といいます。）を設定します。

- 2 その契約者回線に係る a u 契約が、L T E 契約からの契約移行により締結されたものである場合、契約移行を行った日を含む料金月の国際通話月間累計額は、契約移行を行う前の L T E 契約者回線から行った、当社の L T E 約款に定める a u 国際通話に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、a u 国際通話定額（同契約約款に定める a u 国際通話に係る通話料の定額適用をいいます。以下同じとします。）に係る定額料及び定額通話料を除きます。）の月間累計額を合算して算出するものとします。
- 3 第 1 項に定める a u 国際通話利用限度額は、3 万円とします。
- 4 契約者は、第 1 項に規定する 1 の料金月における国際通話月間累計額が a u 国際通話利用限度額を超えたことを当社が確認したときは、その確認をした日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線から a u 国際通話を行うことはできません。
- 5 契約者は、第 1 項の規定により設定された a u 国際通話利用限度額を超えた部分に関する通話料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。
- 6 当社は、契約者からの申出があった場合であって、当社が別に定める基準に適合するときは、その申出のあった料金月において、a u 国際通話利用限度額の解除又は変更を行うことがあります。

第7章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類)

第70条 通信には、次の種類があります。

種類	内容
1 一般通信	2 以外の通信
2 相互接続通信	相互接続点との間の通信

2 契約者回線からの通話は、次のとおり区別します。

種類	内容
1 通常通話	2 又は 3 以外の通信
2 プリペイド通話	第84条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）又は特定事業者のWIN約款に定めるところにより通話に関する料金を前払い登録して行う通話
3 au国際通話	auサービス又はローミングの契約者回線を使用して本邦と外国（当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。以下同じとします。）及びインマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。以下同じとします。）との間で行う通話

3 プリペイド電話契約者（その移動無線装置に関して特定事業者との間にプリペイド電話契約に相当する契約を締結しているローミング契約者を含みます。）に係る契約者回線からの通話については、プリペイド通話及びその料金の支払いを要しない通話（当社が別に定める通話に限ります。）に限り行うことができます。

4 定期前払auサービスの契約者回線からの通話については、通常通話に限り行うことができます。

5 au国際通話は、auサービス（auパケットを除きます。）又はローミング（特定事業者のWIN約款に規定するauサービス（auパケットを除きます。）の提供を受けているものに限ります。）の契約者回線からの通話に限り行うことができます。

(電波伝播条件による通信場所の制約)

第71条 通信は、その移動無線装置が別記2で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続に伴う通信)

第72条 当社相互接続点との間の通信は、当社が定めた通信に限り行うことができます。

2 他社相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行うことができます。

3 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者

における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（この約款で提供する a u（W I N）通信サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。

- 4 当社は、特定接続事業者の相互接続点との間の通信において、相互接続協定等に基づき当社が別に定めるデータ量を超える又は超える恐れがあると当社が認めたときは、その通信の利用を中止する措置をとることがあります。

（特定事業者との間で継続して接続する通信）

第 73 条 当社は、当社のサービス区域において開始した通信であって、移動無線装置の移動に伴って、特定事業者が継続して接続し、終了した通信については、その通信を当社のサービス区域内において開始し終了した通信とみなして取り扱います。

- 2 当社は、特定事業者の電気通信サービスのサービス区域において開始した通信であって、移動無線装置の移動に伴って、当社が継続して接続し、終了した通信については、その通信を開始した時点の特定事業者のサービス区域において開始し終了した通信とみなして取り扱います。

（プリペイド通話の取扱い）

第 74 条 プリペイド通話は、当社が別に定める通話に限り行うことができます。

- 2 契約者は、前項の規定にかかわらず、第 84 条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）又は特定事業者の W I N 約款の規定に基づき登録した通話料の残高がないときは、プリペイド通話を行うことができません。
- 3 当社は、プリペイド通話を行っている場合において、前項の状態となったときは、その通話を打ち切ります。

（a u 国際通話の取扱い）

第 74 条の 2 a u 国際通話は、本邦発信の自動通話（通話の相手先までの接続が、交換取扱者を介さずに発信者のダイヤル操作により自動的に行われる通話をいいます。）に限り行うことができます。

- 2 当社は、契約者から請求があったときは、a u 国際通話利用規制（その契約者回線から a u 国際通話を行うことができないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
- 3 当社は、その契約者回線に係る a u 契約が、L T E 契約からの契約移行により締結されたものである場合であって、契約移行を行う前の L T E 契約者回線について、当社の L T E 約款に規定する a u 国際通話利用規制を行っていたときは、契約者から別段の申出がない限り、その契約者回線について前項に規定する請求があったものとして取り扱います。
- 4 前 2 項に規定する場合のほか、当社の電話サービス等契約約款に規定する特定通話等発信規制サービス I の適用を受ける契約者回線について、a u 国際通話利用規制を行います。

（外国における取扱い制限）

第 74 条の 3 a u 国際通話の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者（外国の法令に基づいて、その外国において電気通信サービスを提供している者をいいます。以下同じとします。）が定める契約約款等により制限されることがあります。

第2節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第75条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

(1) 次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記16の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

(2) 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

第76条 前条の規定による場合のほか、当社は、次の通信利用の制限を行うことがあります。

(1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。

(2) 電子メール（別表1に規定するE Z w e b電子メール又はI S N E T電子メールをいいます。以下この条において同じとします。）に係る通信が著しくふくそうする場合に電子メールの配信を制限すること。

(3) 電子メールに係る通信において、多数のメールアドレスを指定して送信された電子メールであって、その電子メールのあて先に実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認めた場合に、その電子メールの配信を拒否すること。

(4) 契約者が電子メールを利用して送信した電子メールについて、その電子メールの転送を継続して行うことがa u (W I N) 通信サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めた場合に、その電子メールの転送を停止すること。

(5) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がa u (W I N) 通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがある

ると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

(6) 当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社の a u (W I N) 通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

2 当社は、前項の規定による場合のほか、当社が別に定める形式のデータについて、圧縮その他 a u (W I N) 通信サービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。

第 76 条の 2 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報を行います。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

- 第77条 a u (W I N) 通信サービスの料金は、料金表第1表 (a u (W I N) 通信サービスに関する料金) に規定する基本使用料、オプション機能使用料、通話料、パケット通信料、契約解除料、手続きに関する料金及びユニバーサルサービス料とします。
- 2 a u (W I N) 通信サービスの工事に関する費用は、料金表第2表 (工事費) に規定する工事費とします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、W I N 特定接続サービスの料金は、特定接続事業者がそのW I N 特定接続サービスに係る他網相互接続通信と合わせて定めることとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず特定接続事業者の契約約款等に定めるところによります。
- 4 ローミング (特定事業者のW I N 約款に規定するW I N 特定接続サービスの提供を受けているものに限り) の料金については、特定事業者のW I N 約款に規定するW I N 特定接続サービスの料金に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

- 第78条 契約者 (プリペイド電話契約者、ローミング契約者及び緊急通報用電話契約者を除きます。以下この条において同じとします。) は、次表に定める起算開始日から起算終了日までの期間について、料金表第1表第1 (基本使用料等) に規定する料金 (以下この条において「基本使用料等」といいます。) の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

(1) (2) 以外の場合

起算開始日	その契約に基づいて当社が契約者回線又はオプション機能の提供を開始した日
起算終了日	契約の解除又はオプション機能の廃止があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日)

(2) 第2種定期 a u 契約の解除 (契約変更又は契約移行に係るものを除きます。) があった場合 (ウに定めるオプション機能については、その契約解除日に廃止があった場合に限り) 。

ア イ又はウ以外の基本使用料等

起算開始日	その契約に基づいて当社が契約者回線又はオプション機能の提供を開始した日
起算終了日	契約の解除又はオプション機能の廃止があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日)

イ 次表に定める料金種別の基本使用料

基本使用料の料金	a u デュアル又は	プランZシンプル、カケホ (3Gケータイ・デ
----------	------------	------------------------

種別	U I Mサービスに係るもの	一タ付)、カケホ(3Gケータイ)、オフィスケータイプラン
起算開始日	その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日	
起算終了日	契約の解除があった日を含む料金月の末日	

ウ 次表に定めるオプション機能に係るオプション機能使用料

オプション機能	E Z w e b機能
起算開始日	その契約に基づいて当社がオプション機能の提供を開始した日
起算終了日	オプション機能の廃止があった日を含む料金月の末日

2 前項の期間において、利用の一時中断等により a u (W I N) 通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料等の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、a u (W I N) 通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金	
1 契約者の責めによらない理由によりその a u (W I N) 通信サービスを全く利用することができない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその a u (W I N) 通信サービスに係る基本使用料等	
2 a u (W I N) 通信サービスの利用の一時休止をしたとき。	(1) (2)又は(3)以外の場合	a u (W I N) 通信サービスの利用の一時休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその a u (W I N) 通信サービスに係る基本使用料等
	(2) 第2種定期 a u 契約に係る a u サービスの利用の一時休止をした場合(前項第2号のウに定めるオプション機能については、その契約解除日に廃止があった場合に限りません。以下この第2項において同じとします。)であって、(3)以外の場合。	a u (L T E) 通信サービスの利用の一時休止をした日を含む料金月の翌料金月の初日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその a u (L T E) 通信サービスに係る基本使用料等
	(3) 第2種定期 a u 契約に係る a u サービスの利用の一時休止をした場合であって、その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったとき。	—

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 基本使用料の日割りについては、料金表通則に定めるところによります。

(通話料及びデータ通信料の支払義務)

第 79 条 契約者は、その契約者回線からの通話（その契約者回線の契約者以外の者が行った通話を含みます。）について、別記 17 の規定により測定した通話時間又は送信回数と料金表第 1 表第 2（通話料）及び第 5（プリペイド通話に係る前払い通話料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

2 契約者は、その契約者回線と契約者回線等との間のパケット通信（その契約者回線の契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます。）について、別記 18 の規定により測定した情報量と料金表第 1 表第 3（パケット通信料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

3 相互接続通信（WIN 特定接続サービスに係るものを除きます。）の料金の支払義務については、前 2 項の規定にかかわらず、第 88 条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定するところによります。

4 契約者は、通話料又はパケット通信料について、当社の機器（協定事業者の機器を含みます。）の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記 19 に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

(定期 a u 契約又は定期 a u モジュール契約に係る契約解除料の支払義務)

第 80 条 定期 a u 契約者又は定期 a u モジュール契約者は、次表に定める料金月に定期 a u 契約若しくは定期 a u モジュール契約の解除又は a u サービスの利用の一時休止があつたときは、別記 20 に定める場合を除き、料金表第 1 表第 4（契約解除料）に規定する料金の支払いを要します。

第 2 種定期 a u 契約又は第 2 種定期 a u モジュール契約（基本使用料の料金種別が PHOTO-U プランのものを除きます。）	更新月、更新月の前料金月又は更新月の翌料金月
第 1 種定期 a u モジュール契約又は第 2 種定期 a u モジュール契約（基本使用料の料金種別が PHOTO-U プランのものに限ります。）	更新月

2 前項の規定にかかわらず、第 2 種定期 a u 契約者（タイプ II に限ります。）は、契約が満了するまでの間に第 2 種定期 a u 契約の解除又は a u サービスの利用の一時休止があつたときは、別記 20 に定める場合を除き、料金表第 1 表第 4（契約解除料）に規定する料金の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第 81 条 契約者は、a u（WIN）通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 6（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあつたときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その

料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第 81 条の 2 a u 契約者、a u モジュール契約者、プリペイド電話契約者又は定期前払 a u 契約者は、料金表第 1 表第 7 (ユニバーサルサービス料) に規定する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第 82 条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表 (工事費) に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し (以下この条において「解除等」といいます。) があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

(W I N 特定接続サービスの料金の支払義務)

第 82 条の 2 W I N 特定接続サービスの料金の支払義務については、その W I N 特定接続契約に係る特定接続事業者の契約約款等に定めるところによります。

第 3 節 料金の計算及び支払い

(料金の計算及び支払い)

第 83 条 料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

2 前項の規定にかかわらず、W I N 特定接続サービスの料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払方法は、その W I N 特定接続契約に係る特定接続事業者の契約約款等に定めるところによります。

(プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等)

第 84 条 a u 契約者又はプリペイド電話契約者は、プリペイド通話に関する料金の前払いが必要なときは、料金表第 1 表第 5 (プリペイド通話に係る前払い通話料) に定めるところによりプリペイドカードに基づき通話料 (以下「前払い通話料」といいます。) を登録していただきます。

2 当社は、前項の登録があったときは、その登録日の翌日から起算して料金表第 1 表第 5 に規定する有効日数が経過する日までの期間を利用有効期間とします。

ただし、その契約者回線に係る a u 契約が、L T E 契約からの契約移行により締結されたものである場合であって、その L T E 契約において L T E 約款に基づき登録した前払い通話料の残高 (その利用有効期間を経過したものを除きます。) があるときは、その前払い通話料の登録があった日の翌日から起算して L T E 約款に基づく有効日数が経過するまでの期間を利用有効期間とします。

3 当社は、a u 契約者又はプリペイド電話契約者が利用有効期間内に前払い通話料を追加

- 登録した場合は、その追加登録に係る前払い通話料の有効日数に応じて利用有効期間を延長するものとします。この場合において、その登録日の翌日からの利用有効期間の残り日数が365日を超えるときは、365日を超える日数分について利用有効期間を無効とします。
- 4 当社は、次の場合には、第1項の規定に基づき登録した前払い通話料の残高及びその利用有効期間の残り日数を無効とします。この場合において、当社は、無効とした前払い通話料について返還しません。
- (1) その契約の解除（契約変更又はLTE契約（第1種LTEデュアル（タイプIに限り））に係るものに限り、）への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
 - (2) auサービスの利用の一時休止の請求をし、その承諾を受けたとき。
 - (3) その利用有効期間を経過したとき。
 - (4) 電話番号の変更があったとき。
 - (5) 料金表第1表第1（基本使用料等）に規定するauパッケージへの種類の変更があったとき。
- 5 次のいずれかに該当するプリペイドカードについては、第1項に規定する前払い通話料の登録を行うことができません。
- (1) 第1項の規定に基づき既に登録を行ったもの。
 - (2) プリペイドカードに記載するカード登録有効期限を経過したもの。
- 6 当社は、第69条第2項の規定によりプリペイド電話の利用を停止された契約者回線については、その利用を停止されている間は、その利用有効期間を減じません。
- 7 au契約者又はプリペイド電話契約者は、第68条又は第69条第2項の規定によりauサービス又はプリペイド電話の利用を停止されている場合（第69条第1項の適用を受けている場合であって、同条第2項の適用を受けているときを含みます。）は、第1項に規定する前払い通話料の登録を行うことができません。
- 8 当社は、カード登録有効期限を経過したプリペイドカードを無効とします。この場合において、当社は、そのプリペイドカードに係るいかなる料金も返還しません。

（注） 本条第1項に定めるプリペイド通話に係る前払い通話料の登録の方法については、当社が別に定めるところによります。

第4節 預託金

（預託金）

- 第85条 au契約者、auモジュール契約者又はauサービス利用権若しくはauモジュール利用権を譲り受けようとする者は、次の場合には、auサービス又はauモジュールの利用に先立って（譲渡の場合はその承認に先立って）預託金を預け入れていただくことがあります。
- (1) au契約又はauモジュール契約の申込みの承諾を受けたとき。
 - (2) auサービス利用権又はauモジュール利用権の譲渡の承認を請求したとき。
 - (3) 第68条（利用停止）第1項第1号又は第2号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除される時。
 - (4) 当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 2 預託金の額は、10万円以内で当社が別に定める額とします。

- 3 預託金については、無利息とします。
- 4 当社は、その a u 契約若しくは a u モジュール契約の解除又は a u サービス利用権若しくは a u モジュール利用権の譲渡等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。
- 5 当社は、預託金を返還する場合に、a u 契約者等（a u 契約者又は a u モジュール契約者をいいます。以下この条において同じとします。）が次のいずれかの契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。
 - (1) その a u 契約又は a u モジュール契約
 - (2) a u 契約者等が当社と締結している若しくは締結していた他の a u 契約又は a u モジュール契約
 - (3) a u 契約者等が当社と締結している又は締結していた他の電気通信サービスに係る契約
- 6 当社は、a u 契約の解除が 5 G 契約又は L T E 契約への契約移行に係るものである場合、その a u 契約に係る預託金について、前 2 項の規定に基づく返還に代え、新たに締結した 5 G 契約又は L T E 契約に係る預託金として、当社の 5 G 約款又は L T E 約款に基づき預け入れていただいたものとして取り扱います。

第 5 節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第 86 条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第 87 条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第 6 節 相互接続通信の料金の取扱い

（相互接続通信の料金の取扱い）

- 第 88 条 契約者、W I N 特定接続契約者又は相互接続通信の利用者は、当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより相互接続通信に関する料金の支払いを要します。
- 2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、別記 26 の 2 又は別記 27 に定めるところによります。
 - 3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であって、その協定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通話に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
 - 4 相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信に係る債権を、別記 26 に定

めるところにより当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 5 前項の規定により協定事業者に譲渡する債権の取扱いについては、第 86 条（割増金）、第 87 条（延滞利息）及び料金表通則の規定にかかわらず、その通信に係る協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

第 7 節 特定事業者に係る債権の取扱い

（特定事業者の電気通信サービスの利用に係る債権の譲受等）

第 89 条 契約者は、特定事業者が提供するローミング（この約款に規定する W I N 特定接続サービスの提供を受けているものを除きます。）の利用により生じた債権を当社がその特定事業者から譲り受け、その債権額（特定事業者の W I N 約款に規定するプリペイド通話の利用により生じたものを除きます。）を a u（W I N）通信サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。

- 2 前項の場合において、当社は譲渡を受けた債権を、a u（W I N）通信サービスの料金とみなして取り扱います。
- 3 第 1 項の場合において、当社及び特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 4 第 1 項の規定により特定事業者から譲り受けた債権については、第 86 条（割増金）、第 87 条（延滞利息）及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（ローミングに係る債権の譲渡等）

第 90 条 ローミング契約者は、ローミング（特定事業者の W I N 約款に規定する W I N 特定接続サービスの提供を受けているものを除きます。）に係る通信により生じた債権を、ローミングに係る他網相互接続通信に関する協定事業者の承諾が必要な場合にはその承諾を得て、当社が特定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社が譲渡する債権額は、別記 17 の規定により測定した通話時間若しくは送信回数又は別記 18 の規定により測定した情報量と料金表第 1 表第 2（通話料）又は第 3（パケット通信料）の規定とに基づいて算定した額（当社が別に定める電気通信番号を使用して行った相互接続通信により生じた債権にあっては、その電気通信番号に係る他網相互接続通信に関する当社又は協定事業者の契約約款等の定めにより算定した額）とします。

- 2 前項の場合において、当社及び特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 3 第 1 項の規定により譲渡する債権については、第 86 条（割増金）、第 87 条（延滞利息）及び料金表通則の規定にかかわらず、特定事業者の W I N 約款等に定めるところによります。

第 8 節 特定電気通信事業者に係る債権の取扱い

（特定電気通信事業者の電気通信サービスの利用に係る債権の譲受等）

第 90 条の 2 契約者は、別記 28 の 8 に定める電気通信事業者（以下この条において「特定電気通信事業者」といいます。）が提供する公衆無線 L A N サービスの利用により生じた債

権を、特定電気通信事業者が定めるところにより当社が特定電気通信事業者から譲り受け、その債権額を a u (W I N) 通信サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。

- 2 前項の場合において、当社は譲渡を受けた債権を、a u (W I N) 通信サービスの料金とみなして取り扱います。
- 3 第 1 項の場合において、当社及び特定電気通信事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 4 第 1 項の規定により特定電気通信事業者から譲り受けた債権については、第 86 条（割増金）、第 87 条（延滞利息）及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第9章 保守

(契約者等の維持責任)

第91条 契約者等（契約者又はWIN特定接続契約者をいいます。以下この条において同じとします。）は、端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者等は、端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(契約者等の切分責任)

第92条 契約者等（契約者又はWIN特定接続契約者をいいます。以下この条において同じとします。）は、端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者等から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者等に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者等の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者等にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第93条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第75条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの

	通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 別記 16 の基準に該当する新聞社等の機関に提供されるもの 預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に提供されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

（修理又は復旧の場合の暫定措置）

第 94 条 当社は、当社の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその電話番号を変更することがあります。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

- 第95条 当社は、au（WIN）通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その原因が協定事業者の責めに帰すべき理由による接続専用回線の障害であるときを含みます。）は、そのau（WIN）通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者（プリペイド電話契約者（特定事業者との間にプリペイド電話契約に相当する契約を締結しているローミング契約者を含みます。以下この条において同じとします。）を除きます。）の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、au（WIN）通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのau（WIN）通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- (1) 料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する料金
- (2) 料金表第1表第2（通話料）に規定する料金（au（WIN）通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通話料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- (3) 料金表第1表第3（パケット通信料）に規定する料金（au（WIN）通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均パケット通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
- 4 前3項の規定にかかわらず、当社は、au（WIN）通信サービスの提供をしなかったことの原因が本邦のケーブル陸揚局より外国側又は固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備の障害であるときは、そのau（WIN）通信サービスの提供をしなかったことにより生じた損害を賠償しません。
- 5 当社は、au（WIN）通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前4項の規定は適用しません。
- 6 当社は、プリペイド電話契約者について、そのau（WIN）通信サービスを提供すべき場合において、その提供をしなかったときに、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 7 WIN特定接続サービスに係る損害については、そのWIN特定接続契約に係る接続協定事業者の契約約款等によるものとします。
- 8 前7項の規定のほか、当社は、当社の責めに帰すべき理由により、別表1（オプション機能）に規定するオプション機能の利用に際し送受信又は蓄積された情報等の破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害が生じたときは、1料金月のオプション機能使用料（オプション機能使用料の定めがないものについては、その契約者回線に

係る基本使用料とします。)を上限として賠償します。

ただし、この約款で別段の定めがある場合はこの限りではありません。

第96条 削除

(免責)

第97条 当社は、au(WIN)通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する自動車等(自動車、列車、船舶その他の交通機関をいいます。以下同じとします。)、土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがアンテナ撤去時の塗装剥離等工事に伴い通常生じるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3 当社は、この約款等の変更により端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線(WIN特定接続サービスに係るものを除きます。)に接続されている端末設備又は自営電気通信設備の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その変更に係る端末設備又は自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

第11章 雑則

(発信者番号通知)

第98条 契約者回線からの通話（当社が別に定めるものに限り）又はSMS送信（SMS（SMS機能を利用した文字メッセージ（文字、数字及び記号等からなるメッセージをいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）の送信をいいます。以下同じとします。）については、その電話番号をその通話の着信のあった又はSMSを受信した契約者回線等へ通知します。

ただし、次の各号に定める通話については、この限りではありません。

- (1) その発信に先立ち、184をダイヤルして行う通話。
- (2) この取扱いを拒む旨を契約者が当社に対しあらかじめ登録している契約者回線からの通話（その発信に先立ち、186をダイヤルして行うものを除きます。）

(緊急通報に係る情報通知)

第98条の2 当社は、契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り）から電気通信番号規則別表第12号に規定する電気通信番号を用いて行う通話（以下、この条において「緊急通報通話」といいます。）が行われる場合、その端末設備がその機能によりGPS衛星から受信した信号等の情報を取得します。

2 当社は、契約者回線からの緊急通報通話（その発信に先立ち、184をダイヤルして行うものを除きます。）については、前条の規定によらず、下表の規定により、その契約者回線に係る情報を、下表に規定する相手先に通知します。

ただし、下表の2欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関又は消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

当社が通知する情報	通知する相手先
1 発信を行った契約者回線に係る電話番号	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等
2 その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報（その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報又は前項により当社がその契約者回線から取得した情報に基づき、当社が計算した緯度及び経度の情報をいいます。）及びその契約者回線に係る電話番号	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関

3 当社は、電話番号又は移動無線装置の所在する位置に関する情報をその通話の相手先に通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第95条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(承諾の限界)

第99条 当社は、契約者等（契約者又はWIN特定接続契約者をいいます。以下この条において同じとします。）から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があると

きは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

2 前項の規定によるほか、当社は、契約者等が、当社が別に定める回数を超え1の料金月内に同一の請求を繰り返す場合、その請求を承諾しないことがあります。

(利用に係る契約者等の義務)

第100条 契約者又はWIN特定接続契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 端末設備(移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 端末設備若しくは自営電気通信設備又はauICカードに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。

(5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で、別表1に規定するEZweb機能、BREW.NET機能(別表1に規定する第1種BREW.NET機能及び第2種BREW.NET機能をいいます。以下同じとします。)、au.NET機能又はIS.NET機能を利用しないこと。

なお、別記21に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(6) 位置情報(端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報(端末設備等規則に規定する位置登録制御に係るものを除きます。))をいいます。以下同じとします。)を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

(7) 次条に規定する利用者登録が行われているときは、その登録利用者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 前項第5号の規定は、契約者がSMS送信を行う場合又は別表1(オプション機能)24の3欄に規定する番号変換文字メッセージ送信機能を利用して行われた文字メッセージ送信を行う場合について準用します。

3 当社は、次条に規定する登録利用者その他契約者以外の者によるau(WIN)通信サービスの利用において前項までの規定に反する事由が生じた場合、そのau契約又はauモジュール契約の契約者がその事由を生じさせたものとみなして取り扱います。

4 契約者又はWIN特定接続契約者は、第1項第6号又は第7号の規定に違反して他人又は登録利用者にした損害について、一切の責任を負っていただきます。

5 当社は、WIN特定接続契約者が第1項の規定に違反したと当社が認めるときは、その契約者回線の電話番号及び契約者の義務に違反した旨等をそのWIN特定接続契約に係る

特定接続事業者に通知することがあります。

(利用者登録)

- 第 100 条の 2 a u 契約者又は a u モジュール契約者（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）であるものを除きます。以下この条において同じとします。）は、その a u 契約又は a u モジュール契約に係る a u サービス又は a u モジュールを主に利用する a u 契約者又は a u モジュール契約者以外の者（その a u 契約者又は a u モジュール契約者の親族等であって、当社が別に定める範囲のものに限ります。）を、当社所定の書面により登録することができます。
- 2 前項の規定によるほか、その a u サービスの契約者回線について別表 1（オプション機能）に規定する E Z w e b 機能又は B R E W . N E T 機能の提供を受ける場合であって、その a u サービスを利用する者が 18 歳未満の者である場合は、a u 契約者は、前項に規定する登録（以下「利用者登録」といいます。）を行っていただきます。
 - 3 前 2 項の規定により、当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、その氏名及び生年月日とします。
 - 4 a u 契約者又は a u モジュール契約者は、次の事項について、登録利用者となる者の承諾を得た上で登録していただきます。
 - (1) その契約者回線に係る a u サービス又は a u モジュールの利用の一時中断、a u サービス又は a u モジュールの利用の一時休止若しくは再利用、a u 契約又は a u モジュール契約の解除、a u サービス利用権又は a u モジュール利用権の譲渡、基本使用料の料金種別の選択又はオプション機能の利用の請求若しくは廃止その他の a u 契約又は a u モジュール契約に関する請求は、この約款又は料金表に特段の定めのある場合を除き、a u 契約者又は a u モジュール契約者の意思表示に基づき行うこと。
 - (2) a u 契約者又は a u モジュール契約者が a u (W I N) 通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合は、第 68 条（利用停止）の規定に基づき a u サービス又は a u モジュールの利用を停止されること又は第 17 条（当社が行う一般 a u 契約の解除）、第 26 条（当社が行う定期 a u 契約の解除）、第 27 条の 9（当社が行う一般 a u モジュール契約の解除）又は第 27 条の 16（当社が行う定期 a u モジュール契約の解除）の規定に基づき a u 契約又は a u モジュール契約の解除を受けることがあること。
 - (3) 登録利用者が行う通信についても、当社が第 98 条の 2（緊急通報に係る情報通知）の規定に基づく取扱いを行うこと。
 - (4) a u 契約者又は a u モジュール契約者からの申出により登録利用者の変更が行われること及び変更前の登録利用者の利用に係る料金その他の債務の請求又は通信料明細内訳書の発行について、変更後の登録利用者の利用に係る料金その他の債務の請求又は通信料明細内訳書の発行と合わせて行われることがあること。
 - (5) 登録利用者が利用する端末設備、行う通信、登録利用者の情報についても、第 106 条の 2（位置情報等の匿名化利用）の規定に基づく匿名化利用を行うこと。
 - 5 当社は、その契約者回線に係る a u 契約が、L T E 契約からの契約移行により締結されたものである場合であって、契約移行を行う前の L T E 契約者回線について、当社の L T E 約款に定める登録利用者の登録があったときは、契約者から別段の申出がない限り、その登録利用者について契約者回線に係る利用者登録があったものとして取り扱います。

(技術資料の閲覧等)

第 101 条 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、契約者回線に係るインターフェースに関する事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(特定事業者が提供するローミングの利用等)

第 102 条 当社が別に定める端末設備を利用している a u 契約者、a u モジュール契約者、プリペイド電話契約者又は W I N 特定接続契約者は、特定事業者の W I N 約款の規定に基づき、特定事業者が提供するローミングに係る契約を特定事業者と締結していることとなります。

2 当社は、特定事業者から請求があったときは、a u 契約者、a u モジュール契約者、プリペイド電話契約者又は W I N 特定接続契約者の氏名住所、電話番号及び料金の支払状況等を通知することがあります。。

(当社の電話サービス等契約約款における電話利用契約の締結)

第 103 条 a u 契約者(料金表第 1 表第 1 (基本使用料等)に規定する a u デュアル又は U I M サービスを利用している者に限り)は、当社の電話サービス等契約約款の規定に基づき、当社と電話利用契約(当社が別に定めるものをいいます。)を締結していることとなります。

ただし、a u 契約者からその電話利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 当社は、その契約者回線に係る a u 契約が、L T E 契約からの契約移行により締結されたものである場合であって、契約移行を行う前の L T E 契約者回線について、当社の L T E 約款に基づき電話利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、契約者から別段の申出がない限り、契約者回線についても同様に取り扱います。

(注) 当社が別に定める電話利用契約は、特定第 2 種一般電話契約とします。

(他の電気通信事業者への通知)

第 104 条 当社は、中継事業者から請求があったときは、契約者(その中継事業者の契約約款等により電気通信サービス(その契約者回線から本邦外に設置された電気通信設備への通話を提供するものであって、別記 28 に規定する事業者識別番号(電気通信番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)に係るものに限り)の提供を受けている者又はその申込みをした者に限り)の氏名、住所及び電話番号等を通知することがあります。

第 104 条の 2 a u サービス、a u モジュール、プリペイド電話又は定期前払 a u サービスの電話番号を指定することにより、その電気通信サービスに係る料金等の取扱いを定める協定事業者(別記 28 の 7 に定める者に限り)から請求があったときは、当社は、契約者の氏名、住所及び電話番号等の情報(協定事業者がその取扱いの適用の可否を判断するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限り)を通知します。

第 104 条の 3 a u サービス(第 2 種 a u デュアル又は U I M サービスに限り)の基本

使用料の料金種別等により、その電気通信サービスの提供及び料金等の取扱いを定める電気通信事業者（別記 28 の 8 に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社は、その a u サービスの契約者回線に係る情報（電気通信事業者がその取扱いの適用の可否を判断するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を通知します。

第 104 条の 4 a u サービス（a u デュアル又は U I M サービスに限ります。）の基本使用料の料金種別により、その電気通信サービスに係る料金等の取扱いを定める電気通信事業者（別記 28 の 9 に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社は、その a u サービスの契約者回線に係る情報（電気通信事業者がその取扱いの適用の可否を判断するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を通知します。

第 105 条 契約者等（契約者又は W I N 特定接続契約者をいいます。以下この条から第 106 条において同じとします。）は、第 16 条（一般 a u 契約者が行う一般 a u 契約の解除）、第 17 条（当社が行う一般 a u 契約の解除）、第 25 条（定期 a u 契約者が行う定期 a u 契約の解除）、第 26 条（当社が行う定期 a u 契約の解除）、第 27 条の 8（一般 a u モジュール契約者が行う一般 a u モジュール契約の解除）、第 27 条の 9（当社が行う一般 a u モジュール契約の解除）、第 27 条の 15（定期 a u モジュール契約者が行う定期 a u モジュール契約の解除）、第 27 条の 16（当社が行う定期 a u モジュール契約の解除）、第 40 条（G-BOOK 利用契約等の解除等に伴う定期前払 a u 契約の解除）、第 41 条（当社が行う定期前払 a u 契約の解除）、第 56 条の 11（W I N 特定接続契約者が行う W I N 特定接続契約の解除）又は第 56 条の 13（当社が行う W I N 特定接続契約の解除）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といいます。）に定める電気通信事業者からの請求に基づき、同プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 105 条の 2 契約者等は、第 17 条（当社が行う一般 a u 契約の解除）第 2 項、第 26 条（当社が行う定期 a u 契約の解除）第 2 項、第 27 条の 9（当社が行う一般 a u モジュール契約の解除）第 2 項、第 27 条の 16（当社が行う定期 a u モジュール契約の解除）第 2 項、第 33 条（当社が行うプリペイド電話契約の解除）第 3 項第 1 号、第 41 条（当社が行う定期前払 a u 契約の解除）第 2 項若しくは第 56 条の 13（当社が行う W I N 特定接続契約の解除）第 2 項の規定に基づき契約の解除を受けたことがある場合又は第 68 条（利用停止）第 1 項第 10 号若しくは第 69 条（利用停止）第 2 項第 7 号の規定に基づき a u（W I N）通信サービスの利用を停止されたことがある場合（いずれの場合においても、第 100 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 5 号の規定に違反した場合（専ら別記 21（1）に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合に限ります。）に限ります。）は、当社のプライバシーポリシーに定める電気通信事業者からの請求に基づき、同プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 105 条の 3 契約者等は、第 68 条（利用停止）第 1 項第 6 号又は第 69 条（利用停止）第 2 項第 3 号の規定に基づき a u（W I N）通信サービスの利用を停止されたことがある場

合は、当社のプライバシーポリシーに定める電気通信事業者からの請求に基づき、同プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 105 条の 4 契約者等は、その契約者回線からの SMS 送信について、その SMS を受信した他網契約者回線に係る契約を締結している者からの申告に基づき、その他網契約者回線に係る電気通信事業者が定める禁止行為（この約款の別記 21 に定める禁止行為に相当するものをいいます。）に抵触すると判断した場合は、その電気通信事業者が当社のプライバシーポリシーに定める電気通信事業者に、同プライバシーポリシーに定める情報を通知することに、あらかじめ同意するものとします。

第 105 条の 5 契約者等は、その契約者回線からの電子メール（別表 1 に規定する E Z w e b 電子メール又は I S N E T 電子メールをいいます。以下この条において同じとします。）の送信について、その電子メールを受信した他網契約者回線に係る契約を締結している者からの申告に基づき、その他網契約者回線に係る電気通信事業者が定める禁止行為（この約款の別記 21 に定める禁止行為に相当するものをいいます。）に抵触すると判断した場合は、その電気通信事業者が当社のプライバシーポリシーに定める電気通信事業者に、同プライバシーポリシーに定める情報を通知することに、あらかじめ同意するものとします。

第 105 条の 6 契約者等は、第 17 条（当社が行う一般 a u 契約の解除）第 2 項、第 26 条（当社が行う定期 a u 契約の解除）第 2 項、第 27 条の 9（当社が行う一般 a u モジュール契約の解除）第 2 項、第 27 条の 16（当社が行う定期 a u モジュール契約の解除）第 2 項、第 33 条（当社が行うプリペイド電話契約の解除）第 3 項第 1 号、第 41 条（当社が行う定期前払 a u 契約の解除）第 2 項若しくは第 56 条の 13（当社が行う W I N 特定接続契約の解除）第 2 項の規定に基づき契約の解除を受けたことがある場合又は第 68 条（利用停止）の規定に基づき a u（W I N）通信サービスの利用を停止されたことがある場合（いずれの場合においても、第 68 条第 1 項第 11 号の規定によるものに限りません。）は、当社のプライバシーポリシーに定める電気通信事業者からの請求に基づき、同プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 105 条の 7 定期前払 a u 契約者は、定期前払 a u 契約に係る異動、定期前払 a u サービスの料金の適用その他定期前払 a u サービスの提供に必要な情報について、当社がトヨタメディアサービス株式会社から通知を受けることについて承諾していただきます。

2 定期前払 a u 契約者は、トヨタメディアサービス株式会社から請求があったときは、定期前払 a u 契約者に関する情報（第 41 条（当社が行う定期前払 a u 契約の解除）の規定に基づく定期前払 a u 契約の解除に関する情報及び定期前払 a u 契約者が定期前払 a u サービスに係る料金債権をトヨタメディアサービス株式会社に譲渡することについて承諾しているときは定期前払 a u サービスに係る料金債権の請求に必要な情報を含みます。）をトヨタメディアサービス株式会社に通知することについて同意するものとします。

（契約者等に係る情報の利用）

第 106 条 当社は、契約者等に係る氏名、名称、生年月日、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等又は登録利用者の氏名若しくは生年月日等の情報を、当社及び協定事業

者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社及び協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者等に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、a u（W I N）通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社のプライバシーポリシーにおいて定めます。

（位置情報等の匿名化利用）

第 106 条の 2 当社は、通信の秘密に該当する位置情報（通信の場所、日時及び端末識別符号に限ります。以下この条において同じとします。）、契約者等（契約者及び登録利用者をいいます。以下この条において同じとします。）の情報（市区町村名までの住所、年齢、性別その他当社が「十分な匿名化」により加工した位置情報の活用」として掲示するWEBサイト（以下「匿名位置情報に関するWEBサイト」といいます。）に定める情報に限ります。以下この条において「契約者等情報」といいます。）について、匿名位置情報に関するWEBサイトに定める利用目的のために、その時点での技術水準では契約者等を再特定又は再識別することが極めて困難といえる程度に匿名化を行った上で利用します。

2 当社は、前項に定める位置情報及び契約者等情報について、匿名位置情報に関するWEBサイトに定める利用目的の範囲で、官公庁、公共団体、一般企業等の第三者に提供することがあります。

3 契約者等は、匿名位置情報に関するWEBサイトに定める方法により、前2項に定める取扱い（以下「匿名化利用」といいます。）を停止する申出を行うことができます。

4 位置情報及び契約者等情報の匿名化の方法等、匿名化利用に係るその他の事項については、匿名位置情報に関するWEBサイトにおいて定めます。

（電話番号案内）

第 107 条 当社は、別に定めるところにより、電話番号案内事業者（別記 27 の 5 に定める協定事業者をいいます。以下同じとします。）が提供する電話番号案内への接続（以下「電話番号案内接続」といいます。）により電話番号を案内します。

ただし、電話帳への掲載を省略されているものについては、この限りではありません。

（電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等）

第 108 条 電話番号案内接続に係る通話を行った契約者回線の契約者は、料金表第 1 表第 2（通話料）に規定する電話番号案内料及び電話番号案内接続に係る通話料の支払いを要します。

2 当社は、電話番号案内料を通話料とみなして取り扱います。

（提供条件書）

第 109 条 当社は、この約款のほか、当社が別に定める提供条件書に定めるところにより、a u（W I N）通信サービス及び付随サービスを提供します。

（法令に規定する事項）

第 110 条 a u（W I N）通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

2 前項の規定によるほか、法令に定めがある事項又は当該事項に関連する内容については、

別記 22 から 24 に定めるところによります。

(閲覧)

第 111 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、
閲覧に供します。